

平成 24 年多賀城市議会決算特別委員会会議記録（第 5 日）

平成 24 年 9 月 21 日（金曜日）

◎出席委員（18 名）

委員長 深谷 晃祐

副委員長 昌浦 泰己

委員

柳原 清 委員

戸津川 晴美 委員

江口 正夫 委員

伏谷 修一 委員

米澤 まき子 委員

金野 次男 委員

藤原 益栄 委員

佐藤 恵子 委員

森 長一郎 委員

松村 敬子 委員

阿部 正幸 委員

根本 朝栄 委員

雨森 修一 委員

吉田 瑞生 委員

竹谷 英昭 委員

板橋 恵一 委員

◎欠席委員（なし）

◎説明員

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 菅野 昌彦

総務部長 内海 啓二

市民経済部長 伊藤 一雄

保健福祉部長 鈴木 健太郎

建設部長 鈴木 裕

総務部次長(兼)総務課長 竹谷 敏和

市民経済部次長(兼)生活環境課長 佐藤 秀業

保健福祉部理事(兼)保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 紺野 哲哉

建設部次長(兼)都市計画課長 永沢 正輝

市長公室震災復興推進局長 鈴木 学

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 吉田 真美

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(財政経営担当) 萱場 賢一

市長公室副理事(兼)市長公室長補佐(政策秘書担当) 小野 史典

収納課長 木村 修

保健福祉部副理事(兼)健康課長 長田 健

保健福祉部副理事(兼)介護福祉課長 松岡 秀樹

保健福祉部副理事(兼)国保年金課長 高橋 信子

建設部次長(下水道担当)(兼)下水道課長 鈴木 弘章

会計管理者 永澤 雄一

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長 大森 晃

水道事業管理者 佐藤 敏夫

上水道部次長(兼)管理課長 櫻井 友巳

工務課長補佐 庄司 成二

総務課参事(兼)総務課長補佐 鞠子 克志

生活環境課参事(兼)都市計画課長補佐 郷右近 正晃

社会福祉課参事(兼)社会福祉課長補佐 渡辺 明

都市計画課参事(兼)都市計画課長補佐 乗上 英隆

教育総務課参事(兼)教育総務課長補佐 佐々木 政則

管理課参事(兼)管理課長補佐 小林 正喜

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 伊藤 敏明

参事(兼)局長補佐 鎌田 洋志

午前 9 時 58 分 開議

- 議案第 78 号 平成 23 年度多賀城市一般会計決算及び各特別会計決算の認定について
- 国民健康保険特別会計（歳入歳出説明・質疑）

○深谷委員長

おはようございます。定刻前でございますが、始めさせていただきたいと思います。

本日決算特別委員会 5 日目でございます。外もだんだんと涼しくなってきましたので、過ごしやすい空気の中で本日もすっきりと委員会のほうを進めていきたいと思っておりますので、皆様のご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は 18 名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の委員会を開きます。

それでは、議案第 78 号 平成 23 年度多賀城市一般会計決算及び各特別会計決算の認定についてを議題といたします。

昨日で、一般会計決算の審議まで終わっておりますので、本日は各特別会計決算の審議を行いたいと思います。

それでは、平成 23 年度多賀城市国民健康保険特別会計決算の説明を求めます。国保年金課長。

○高橋国保年金課長

それでは、資料 7 の 1、38 ページ、39 ページをお願いいたします。

平成 23 年度多賀城市国民健康保険特別会計決算について、御説明をいたします。

内容につきましては、次の 40 ページから詳細を御説明させていただきまして、最後にこちらの 39 ページで全体の説明をさせていただきます。

それでは、40 ページをお開きください。

(1) 一般状況のア、国民健康保険加入状況でございます。いずれも 23 年度の数値で申し上げます。世帯数は市全体が 2 万 4,200 世帯、国保が 8,866 世帯、国保加入率は 36.6% でございます。人口及び被保険者数は、右端の合計欄でございますが、市全体が 6 万 1,166 人、国保が 1 万 6,011 人、国保加入率は 26.2% でございます。なお、国保の被保険者数の内訳は表の中央部でございますが、一般が 1 万 5,056 人で前年度に比較いたしますと、325 人の増。退職が 955 人で、前年度に比較いたしますと 97 人の増でございます。また、再掲として前期高齢者の人数を記載しておりますが、4,733 人で前年度に比較いたしますと 28 人の増でございます。一般と退職を合わせました計は、1 万 6,011 人で 422 人の増でございます。

被保険者数の推移をごらんください。このグラフは、平成 22 年度と平成 23 年度の各月末の被保険者数を示したものでございますが、震災発生後の平成 23 年 4 月末の被保険者数は、前月末から大幅に増加をしております、その後も増加傾向で年度内推移をしてござ

います。これは、東日本大震災によりまして離職傾向が高まったことや、生活保護廃止による国保加入者が増加したことなどが主な要因と考えられます。

次に、イの被保険者移動状況でございます。この表につきましては、年度中の移動状況を種別ごとにまとめたものでございます。平成 23 年度は年度中の増の計が 4,443 人、年度中の減の計が 4,144 人、差し引きで 299 人の増でございます。

次のページでございます。

(2) 経理状況のア、平成 23 年度決算状況でございます。歳入総額は、64 億 37 万 7,620 円でございます。歳出総額は、61 億 5,616 万 2,992 円でございます。歳入歳出差引額は 2 億 4,421 万 4,628 円でございます。23 年度決算につきましては、震災により保険給付費の伸びはございましたが、災害被害者に対する国民健康保険税の減免、一部負担金等の免除について、全額国の財政補填などによりまして歳入が増加し、国民健康保険特別会計の収支は黒字になったものでございます。なお、この表右側の歳入歳出差引額内訳につきましては、財政調整基金へ 1 億 5,000 万円を繰り入れし、平成 24 年度へ 9,421 万 4,628 円を繰り越すというものでございます。この財政調整基金、1 億 5,000 万円の繰り入れにつきましては、平成 23 年度国庫支出金におきまして震災関連などで概算交付をされているものがございます。精算が発生することになりますが、金額は現在のところ確定はしてございませんが、ほぼ全額が返還金として見込まれておりますため、24 年度償還金の財源として一時基金に積み立てるものでございます。

次に、国民健康保険事業財政調整基金の保有額を申し上げます。各年 5 月末現在になりますが、平成 23 年 5 月末が 1,091 万 3,652 円、その後の増加分として昨年の決算による積み立てが 700 万円、利子が 1 万 8,462 円でございます。基金取り崩しはございませんでしたので、24 年 5 月末では 1,793 万 2,114 円となっております。国民健康保険財政調整基金の推移のグラフをごらん願います。各年 5 月末の現在高を示してございますが、平成 20 年 5 月末の基金現在高は 4 億 4,593 万 1,179 円でございます。各年度におきまして収支の財源不足が発生いたしましたために、取り崩しを実施しております。平成 20 年度からの基金取り崩し額は合計で約 4 億 3,000 万円となっております。なお、参考ではございますが、下に基金保有目標額について表記をしたおります。これは宮城県から示されている数値でございます。本市の場合は保有割合は 10%が目安となるものでございます。

次に、(3) 歳入関係のア、国民健康保険税率でございます。平成 23 年度に税率等の改正を行ってございます。所得割・資産割の率、均等割・平等割の金額につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。この表にはございませんが、増加率等を申し上げます。所得割の合計で 1.9%、均等割の合計で 5,280 円、平等割の合計で 4,680 円の増加でございます。なお資産割の率については、変更はございません。また、課税限度額につきましても、医療分、支援金分、介護分の合計で 73 万円から 4 万円の増額で 77 万円となっております。

次の 42 ページをお願いいたします。

○木村収納課長

続きまして、国民健康保険税の収納状況について御説明させていただきます。

平成 23 年度の決算額は、前年度に比べ 1 億 1,700 万円、率にして 9.3%減の 11 億 3,572 万円で、東日本大震災による減免措置等により大幅な減額となりました。内容といたしましては、現年度分の①欄、調定額 11 億 3,098 万 5,900 円で、対前年度比

83.9%。③欄、還付未済額は1,067万6,785円で対前年度比809.2%と大きく増加しておりますが、主な理由は震災による減免等による減額更正となったことによるものでございます。④欄、収納額は10億481万6,087円で対前年度比85.8%、収納率につきましては88.8%となっており前年度と比較し1.9ポイント上昇しております。なお、括弧書きの内書きは退職者医療制度分を再掲したものでございます。

続きまして滞納繰り越し分ですが、⑥欄、調定額は5億8,313万1,408円で対前年度比105.9%。⑧欄、還付未済額は30万8,264円で対前年度比160.3%。⑨欄、収納額は1億1,992万1,898円で対前年度比149.9%、収納率は20.6%となっており前年度と比較し6.1ポイント上昇しております。現年度分滞納繰り越し分を合わせた合計の収納率は、65.6%となっており前年度と比較し0.3ポイント低下しております。

以上のように、平成23年度は東日本大震災の影響による減免措置等により、現年度分では調定額、収納額が減額となり、滞納繰り越し分では収納額が伸びているという特徴的な傾向となっておりますことから、例年と単純な比較ができないという状況になってございます。

最後に、不納欠損額について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料の18ページをお開きいただきたいと思います。

下段の表の国民健康保険税の欄をごらんください。今年度は合計で509件、5,233万5,206円の不納欠損処分を行っております。その内訳といたしましては、地方税法第15条の7第4項の規定によるもので、財産なし生活困窮等の理由により執行停止の3年を経過したものにつきましては93件で、1,083万2,587円でございます。

次に、法第15条の7第5項の規定によるもので、滞納処分できる財産がなく即時に欠損したものの、具体的には本人が死亡し、その財産がないなどの場合でございますけれども。これにつきましては、1件で76万3,600円でございます。

最後に、法第18条の第1項の規定によるもので、法定の期限から消滅時効期間の5年を経過したものにつきましては、415件で4,073万9,019円でございます。以上です。

次に、43ページにお戻りいただきたいと思います。

○高橋国保年金課長

次にウ、国民健康保険税調定額、現年度1人当たりでございます。平成23年度一般が9万2,027円、退職が16万2,186円、合計では9万6,211円で、合計の対前年度比が111.2%でございます。なお、23年度1人当たりの額は東日本大震災による保険税減免額相当分を合算して算定をしております。調定額が増加しておりますのは、税率改正によるものでございます。

次にエ、国庫県支出金等の状況でございます。

初めに、国庫支出金ですが、平成23年度は震災の特例によりまして保険税及び一部負担金の免除相当分につきましては、国民健康保険災害特例補助金と特別調整交付金で、全額財政支援が実施されておりますために、大幅な増額となっております。

国庫支出金の上から申し上げます。療養給付費と負担金は、これは保険給付費等に対する34%分でございます。高額医療費共同事業負担金、これは高額医療費共同事業医療費拠出金の4分の1でございます。特定健康診査等負担金、こちらは特定健康診査特定保健指導の負担金で、3分の1でございます。普通調整交付金は、国保の財政力に依りて交付され

ているものでございます。次の特別調整交付金、金額を申し上げます。2億4,450万4,428円ですが、このうち震災特例分が一部特別調整交付金として入っております。通常分の特別交付金の金額を申し上げますと、5,737万2,428円でございますが、これは特別調整交付金、それから高齢者医療制度円滑運営事業補助金を合わせたものでございます。なお、特別調整交付金につきましてはその年度の特別な財政事情のほか、財政運営良好、経営姿勢が良好などの項目に応じて交付されているものでございます。

次の、災害臨時特例補助金は5億8,595万4,000円で、これは対象額の10分の8の交付分となっております。残りの10分の2は、前段の特別調整交付金で交付になってございまして、金額は1億8,713万2,000円でございます。これを合わせますと、震災特例分といたしまして7億7,308万6,000円の交付を受けてございます。出産育児一時金補助金は、87万円でございます。介護従事者処遇改善臨時特例交付金は、平成22年度で終了をしております。これら国庫支出金の計が23億6,316万8,252円で、対前年度比は149.6%でございます。なお、表の下に米印がございますけれども、国庫支出金におきましては震災関連等などで概算で交付されているものなどがございまして、23年度精算分がこちらに含まれてございます。現時点で金額は確定してございませんが、返還金が生じる見込みであるということでございます。

次に、療養給付費交付金でございますが、これは退職者医療制度に係るもので、交付額は22年度と比較いたしますと150.7%と大きく増加をしております。これにつきましては、退職被保険者の増加、それから一般被保険者から退職被保険者への振りかえを進めてきたことによる増加でございます。

次に、前期高齢者交付金でございますが、平成20年度から創設されたもので、交付額については当該年度の概算額と前々年度の精算額等で決定される仕組みとなっております。平成23年度は前年度と比べますと約3億円を超える増加となっておりますが、これは平成22年度において平成20年度の精算、前々年度の精算による返還金が約2億円発生してございます。22年度には交付額が大幅に落ち込みまして、一方23年度につきましては21年度の精算額、こちらは追加交付となっております。そのために前年度との比較で大きく増加となっているものでございます。

次に、県支出金でございますが、高額医療費共同事業負担金、これは国庫支出金と同額でございます。特定健康診査等負担金、こちらは特定健診特定保健指導の負担金で3分の1でございます。第1号交付金は、保険給付費等に対する6%でございます。第2号交付金は、レセプト点検分、保険事業分等に対し交付されたものでございます。乳幼児医療費補助金、こちらは乳幼児医療費助成事業運営強化補助金分でございます。これらの県支出金の計が、2億5,618万2,293円で対前年度比が95.7%でございます。

次に、共同事業でございますが、高額医療費共同事業交付金は、レセプト1件当たりの医療費の80万円を超える部分の100分の59が交付されたものでございます。

次の保険財政共同安定化事業交付金は、こちらはレセプト1件当たりの医療費が30万を超えて80万円までの金額から8万円を控除した部分の100分の59が交付されたものでございます。これらの共同事業の計が、6億3,898万4,164円で対前年度比が96.4%でございます。

以上の合計が48億9,419万5,858円で、対前年度比が132.3%でございます。

次のページをお願いいたします。

(4) 歳出関係、アの保険給付の状況でございます。平成 23 年度の療養の給付と療養費を合わせました療養諸費の計で申し上げます。件数が 25 万 7,726 件、金額が 40 億 1,941 万 4,246 円、対前年度比が件数では 103.7%、金額では 119.5%でございます。なお、この金額には一部負担金免除相当額が含まれてございますが、この免除額を差し引きました療養諸費の合計額を御紹介いたしますと、36 億 4,862 万 2,211 円となり、22 年度と比較いたしますと金額で 2 億 8,587 万 7,611 円の増で、率で申し上げますと 8.5%の増となるものでございます。

次の高額療養費と高額介護合算療養費を合わせました高額療養費の計ですが、件数が 4,318 件、金額が 3 億 939 万 7,109 円、対前年度比の件数が 78.3%、金額が 79.4%でございます。高額療養費が減少しておりますが、これは一部負担金等の免除を実施しましたことで、高額療養費の償還払いが発生しなかったことによるものでございます。次の移送費はございませんでした。出産育児一時金は、81 件、3,414 万 3,356 円でございます。葬祭費は 123 件 615 万円、対前年度比で 42 件の増でございます。これは震災により増加となったものでございます。後期高齢者支援金は、6 億 8,668 万 5,427 円。前期高齢者納付金等は、196 万 7,918 円。老人保健医療費拠出金はございませんでした。介護納付金は、2 億 8,466 万 4,403 円で、これら支援金、納付金等につきましては各制度への費用負担として制度ごとに基づいて算出された額を負担してございますが、ごらんいただきますように年々増加をしてございます。表の一番下の保険給付費の合計は、53 億 4,242 万 2,459 円でございます、対前年度比 113.9%でございます。

次の 45 ページでございます。

こちらは、東日本大震災による災害被害者に対する保険税の減免及び一部負担金等の免除の概要を示したものでございます。アの表につきましては、国民健康保険税の減免の状況でございますが、アの表の下の米印の表記をごらんいただきたいと思っております。減免世帯数は 3,269 世帯で、こちらの国保加入世帯に対します割合は 36.87%となっております。減免額につきましては、4 億 471 万 8,000 円となるものでございます。

次のイの表は、こちらは一部負担金免除証明書の発行の状況でございます。こちらもイの表の下の米印のほうをごらんいただきたいと思っております。発行者数でございますが、こちらは 5,901 人で割合は 36.86%となっております。一部負担金免除額は 3 億 7,079 万 2,035 円となるものでございます。なお、減免それから免除の詳細につきましては表のとおりでございますので、ごらんいただきたいと思っております。

39 ページにお戻りください。

国民健康保険特別会計の決算でございます。ただいま保険給付費、国保税、国県支出金等について御説明をさせていただきました内容をグラフにまとめたものでございます。

平成 23 年度決算状況グラフ 1 をごらんください。右側の歳出から申し上げます。歳出総額は、61 億 5,616 万 2,092 円でございます。このうち、保険給付費が歳出の 71.2%を占めております。また後期高齢者支援金は 11.1%、前期高齢者納付金は 0.1%、介護納付金は 4.6%を占めており、これらの支援金、納付金、それから先ほど申し上げました保険給付費を合わせた割合は、歳出全体の約 87%となるものでございます。またその他の主なものといたしましては、共同事業拠出金、保険事業費諸支出金等でございます。

次に、左側の歳入をごらんください。国民健康保険で負担する医療費は主に国県支出金などと保険税で賄う仕組みとなっておりますが、歳入の総額は 64 億 37 万 7,620 円で、主な内容は保険税が全体の 17.8%、国庫支出金は 36.9%、療養給付費交付金は 5.3%、前期高齢者交付金は 20.2%、県支出金は 4.0%となっております。また、その他といた

しましては繰入金等がございますが、繰入金のうち平成 23 年度最終補正予算時におきまして、一般会計からの財政支援を予定してございましたが、震災による国保税の減免等におきまして全額国庫支出金等で補填されたことや、歳出において保険給付費等の最終見込み額と決算額に差が生じたことなどから、23 年度決算は黒字となったため繰り入れは行われなかったものでございます。

次に、下の療養諸費保険者負担支出状況。グラフ 2 をごらんください。こちらは、過去 3 年間の医療費の月ごとの支出状況を表したものでございます。平成 23 年度は被保険者の一部負担金と免除額を除いた金額で示してございますが、震災直後医療費は落ち込んだもののその後医療機関の環境整備が整ったことや、一部負担金の免除証明書を発行したことなどによりまして月平均で 3 億 419 万 7,000 円となり、22 年度と比較いたしますと 8.5%と大幅な増加となっております。

続きまして、主要な施策の成果について御説明いたしますので、資料 7 の 2、171 ページをお願いいたします。

○長田健康課長

それでは資料 7 の 2、171 ページをお願いいたします。

政策 2、元気で健やかに暮らせるまちについて御説明いたします。

施策 2 健康づくりの推進、基本事業 1、健康増進事業の推進から特定健康診査事業について御説明いたします。事務事業の開始背景根拠でございますが、本事業は平成 20 年度から各医療保険者に 40 歳から 74 歳までの加入者を対象とする内臓脂肪型肥満に着目した特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務づけられたものでございます。事務事業の改善改革結果、全体計画といたしましては記載のとおり実施年度により検査項目の追加を行っております。なお、被災者支援といたしまして伊豆の国市において被災者への特定健診を実施し、25 名が受診しております。また、平成 24 年度で第一期多賀城市国民健康保険特定健康診査等実施計画が終了いたしますので、今年度において第二期の実施計画を策定する予定としております。

次に、対象意図の欄をごらんください。本事業は 40 歳から 74 歳までの国民健康保険加入者を対象としており、健康づくりや疾病予防に関心を持っていただくことを狙いとして進めております。その狙いを達成するため、手段にございますよう加入者に受診表を郵送し、市内 6 カ所の健診会場で実施しました。また、結核、肺がん、前立腺がん及び肝炎ウイルス検診を同時に実施し、受診しやすい態勢をつくりました。なお自己負担金については当初 1,300 円を予定していましたが、震災に伴い無料といたしました。具体的な活動実績は、活動指標欄のように受診者が 3,759 人で前年度比 50 人の減となりました。この事業の成果指標といたしましては、指標欄 F のとおり特定健康診査の実施率としており、34.9%と前年度比 2.8%の減となっております。本事業の取り組みへの評価といたしましては、事業状況欄にございますように国が定める目標値の 60%に達していないことから、順調ではないと考えております。なお特定健診のキャンセルの理由として最も多かったものは、かかりつけの病院で検査を受けているからという理由でした。今後の成果向上余地につきましては、成果向上欄に記載したとおり集団検診だけでなく近隣医療機関による個別健診との併用を行うことで受診率の増加が見込まれると考えております。なお、付記事項の記載でございますが、平成 22 年度の特定健診の状況でございますが、国保の年間加入者を対象とする法廷報告書について全国の状況がことし 4 月に公表となりましたので、その結果を記載しておりますのでごらんいただきたいと思います。以上、特定健康診査事業についての成果報告でございます。

○高橋国保年金課長

次に、同じ資料の 206 ページをお願いいたします。

206 ページ、脳検診事業でございますが。施策 6、社会保障の充実。基本事業、保険制度の適正な運営から脳検診助成事業について御説明をいたします。事務事業の開始背景、根拠でございますが。本事業は平成 20 年度から実施が義務づけられました特定健康診査事業の一環と位置づけをし、平成 21 年 4 月から開始をしたものでございます。改善改革経過、全体計画といたしましては助成方法につきまして平成 21 年度は申請書により助成金を指定口座に振り込むいわゆる償還払いにより実施をまいりましたが、22 年度からは医療機関窓口で助成金額を差し引いた一部負担金で受診できる、こちらはいわゆる現物給付方式、こちらに変更をいたしてございます。対象、意図の欄をごらんください。本事業は、特定年齢に達した国民健康保険被保険者の方々が脳検診を受診することで脳疾病が早期に発見されることを狙いとしてございます。そのため主題にございますように、受診を希望する被保険者に対しまして受診券を交付することで検診料の一部を助成いたしております。具体的な活動実績でございますが、23 年度の対象被保険者 1,876 人のうち脳ドック受診者は 404 人で、成果指標につきましては脳ドック受診率を目安とすることとし、受診率は 21.5%となっております。本事業の取り組みの評価といたしましては、事業状況にございますように順調であると考えてございます。その事由といたしましては、助成方法について償還払いから現物給付方式に改めたことによりまして、受診者の利便性が図られ 22 年度は増加をしてございます。23 年度は、受診率は減少したものの受診件数は増加しているため、今後も同様の実績が見込めるものと考えてございます。今後の成果向上余地につきましては、受診申込者のうち未受診者の方へ早期受診の勧奨につきまして広報誌への掲載や、あるいは直接通知を差し上げることで一定の向上を見込むことが可能であると考えてございます。

以上で、国民健康保険特別会計決算について説明を終わらせていただきます。

○深谷委員長

以上で、説明を終わります。

これより、歳入歳出一括質疑に入ります。江口委員。

○江口委員

資料 7 の 2 の今御説明ありました 171 ページの特定健康診査事業について、3 点ほどお尋ねをしたいと思っております。

まず、経費の節減という視点からですけれども。検診票ですか、対象者に来ます。それから次に検診終わったあとに、受診終わったあとに一次検査の結果が来ます。私のようにひっかかった場合には財団法人の結核予防宮城県支部ですか、それからまた結果が来ます。そして最後にきのうですか、総合判定表か。計 4 回来ます。それで、基本的には受診表は当然通知は当たり前ですけれども。2 回目の一次検査の結果で基本的には大体終結しているのですね、関心事項が。自分で悪いところわかって、指定医療機関に行って受診をして、よかったらよかった、悪かったら治療を受けなさい。ということで、そういったことでここに受診数が 23 年度は 1 万人ですね。大体毎年度 1 万人ぐらいですけれども。ちょっとサービスが過剰じゃないかなと。それを 4 回来るのですね。例えば、最初の受診表と一次結果で終われば 2 回になるわけですね。つまり私みたいに二次検診受けるのは半分、受けない人は 3 回のうちの 2 回ということで、そういったところを節減できるのでは

ないか。あるいは事務の軽減化につながるのではないか。ということを感じたのですが。その点について、どうお考えでしょうか。

○長田健康課長

特定健康診査事業のほうにつきましては、対象者 40 歳から 74 歳の方全員に対しまして、受診券のほうをお送りしているという状況でございます。そのため、全員が受診するというわけではありませぬので、結局受診していない方、受診された方で 34.9%ですから残りの 65%程度の受診券というのは無駄というふうな形になってしまうというような状況にはなっております。ただ検査結果等につきましては、多くの方は検査結果のみで再検の御案内というのは特にはないというふうな形で思っておりますので。ただ、どうしても 1 回の検査で全てがわかるというわけではございませんので、再検とかなった方については、より心配があるということで検査機関のほうからもそういうことで対象とされたものですから必ず再検査を受診していただくような形で、こちらとしては指導させていただいております。そのため、どうしても時間的な部分がありますので、4 回再検等なった場合には 4 回とかの通知というのは行くものだとということで御理解いただければと思っております。

○江口委員

もう私は、そこら辺を経費の節減という点から改善の余地があるのではないかというふうな考えを持っておりますので、ぜひ御検討いただければと思います。

次、2 点目ですけれども、ここの成果の向上のところ、広報活動の強化、待ち時間の短縮、本人の希望による健診項目追加等による受診率向上はもはや限界にきているという表現でございますけれども。やはり受けてみて、その実施のやり方についてやっぱり疑問を感じるころがございます。改善の余地があるということなのですけれども。細かいことを言いますと、やっぱりそのスムーズに流れない、最初にレントゲンをする、そこで詰まる。そして中に入って検診いろいろなのを受けると、やっぱり血液検査のところでもまた詰まる。その間に看護師が均等に配置をされていると。それから例えば計測だったらすぐ終わりますので、それを兼務するとかですね。あるいはその血液検査のところは 2 人だったか 3 人だったか、そこで詰まるのでそこは重点的に看護師を配置するとかですね。やり方によっては、結構その業務がスムーズに流れると思います。もちろんですね、職員の方が一生懸命やっておられたので、そこら辺限界があるというのはちょっと言い過ぎで、なかなかそのやり方は難しいでしょうけれども、そういった細かい改善の余地は私はあると思っております。いかがお考えでしょうか。

○長田健康課長

委員御指摘のように、確かに待ち時間が長いとか、やはりあるところの検査の部分で時間がかかってしまうというような部分がございます。そういうような部分につきましては、次回以降の健診等におきましてちょっと改良ができるのか、医師会等のほうと協議いたして考えてまいりたいと思っております。また、ただ結核検診のほうでレントゲンの撮影なのですけれども、どうしても車が 1 台しかないとかそういうような事情がありますので、どうしてもそここのところで詰まってしまうというような状況にもなっているということもありますので、そこら辺も含めまして医師会のほうにちょっとそこら辺は協議を進めてみていきたいというふうなことで考えております。

○江口委員

レントゲンのほうは、私複数台置けというふうには言いません。それは経費がかかりますから、余分にですね。ですから、例えば最後のほうに置いて、最初まず詰まらないようにし

てスムーズに流すと。それで最後にそれをレントゲンをやれば、大分効果が違うと思いますので、それも一つの案かなと思います。

それから、3点目ですけれども、ここに成果の余地の最後のほうですけれども、近隣医療機関による中長期間個別健診との併用が実施されれば云々というふうに書いてございます。それで実施されればですから、実施するのかないのか。あるいは実施するとすれば、いつごろから具体的にどういうふうにするのかというのは決まっておられるのでしょうか。

○長田健康課長

こちらのほうですが、やはり多賀城市の場合は集団健診ということでやらせていただいております。それで、今まで夜間をやってみたり、土曜日曜日をやってみたり、料金を無料にしたりというふうな形で行いましたが、なかなか受診率が伸びないというような状況でございます。そのため、課内でもいろいろちょっと話し合った結果によりますと、やはり前にアンケート調査なんかをした結果は、かかりつけの病院で受けている、あとは仕事が忙しいとか、そういう理由で受けていないというような部分がありましたので、できればかかりつけ医のほうで受診ができれば受信者数が伸ばせるのではないかなというようなことで考えております。また、その場合につきましてはやはり医者の部分の医療機関のほうでも、通常の診療業務のほうやはり混雑しているというような部分はありますので、そこでこちらの特定健診などができるのかという部分もありますので、そこら辺は今後医師会のほうと詰めて、話し合ってみて実施できればそのような方向で受信者数を伸ばしていきたいなというふうな形で考えてございます。以上です。

○江口委員

いろいろと検討されるということですので、少しでも受診率向上に向けて改善できるところは改善していただきたいというふうにお願いして終わります。以上です。

○佐藤委員

7の1の43ページなのですが、県支出金の乳幼児医療費補助金なのですけれど、震災年なもので、子供の医療費が何かちょっと補助金減っているということが理解できないのだけれど。

○高橋国保年金課長

乳幼児医療費の助成なのですが、これは一般会計のほうで行ってございます。この国保会計の補助金なのですが、乳幼児医療費、現物給付をいたしますと国保の療養給付費のほうにペナルティが来まして減額されるのですね。それでその減額された分、これを県と市で2分の1ずつ負担するという部分の補助金でございます。なので、医療費助成そのものは一般会計のほうで行っておりますので、これとはまた金額全く違うものでございます。

○佐藤委員

そうすると、これはペナルティ分が減ったということかな。結局、乳幼児の医療費としては前年度よりは減っているということではないのですよね。患者数はあったということで、ペナルティとしてこの金額がかかってきたということですか。わかりました。乳幼児医療費の件に関しては一般質問でもしていますので、県ではもっと頑張ってもらいたいということも含めて、多賀城の子供たちの医療費の支援を頑張ってもらいたいということではお話をしたいと思いますけれども、何か変だなというふうな思いでお聞きをしました。わかりました。

次です、成果指標の171ページです。今の江口さんの思いともダブるのですけれども。私もお話をしたいということでお聞きをいたします。私も個人的なうちの夫のことなのですが、毎年来ます。ありがたいのですが、やっぱりかかりつけの病院で毎年受けているのですね、いろんなことで受けているということでまた来た、また来たというお話なのですけれども。そういう意味では、成果向上のところに問題意識もすごくはっきりしていて、これからの努力方向が見えてくるなという思いで私は読ませていただきました。これを、長期近隣医療機関で受けられるということがきっちり実現できれば、本当に皆さん方の仕事の努力がそのまま反映できたというようなことにもなるかというふうに思いますので。そしてしかも受診者の皆さんの大きな利益にもかかってきますし、ぜひ近隣の医療機関で自分の都合のいい時間帯で受けられることができるような。そして病院で受けられる人たち、受けている人たちのところでも何回も毎年定期的に機械的に来るというようなことではなくて、そういうことも含めて解決できるような方向性で頑張っていたきたいというふうに思うのですが。いかがでしょうか。

○長田健康課長

そのような方向で、ちょっと医師会のほうとも協議を進めてまいりたいと考えております。

○根本委員

資料7の1の39ページに、先ほど説明ありました決算状況の表が出ております。22年度に引き続き23年度も一般会計の繰り入れは行わなかったと。国費とか随分震災の関係で来ているということもあって。そういうことがあったのですけれども、合計でそうすると市のほうで計画的にいくと1億3,000万だったような気がするのですけれど。22年度、23年度合わせると2億6,000万は投入しなかったと、現時点で。こういう捉え方でよろしいですか。

○高橋国保年金課長

22年度、約1億205万5,000円ですね。それから23年度は推計のときの金額で申し上げますと1億228万5,000円を繰り入れをしなければ国保財政ちょっとやっていけないよというようなことで税率改正をさせていただきました。合計でいたしますと2億4,300万ちょっとくらいになるのかなと思います。済みません。

○根本委員

2億ちょっとですね、予定からするとそれは繰り入れしなくて済んだと、現時点で。24年度はもう9月ですから半年過ぎて、もうすぐ半年後には24年度も終わるという状況を踏まえて、この国保の税率の改正は22年度、23年度、24年度の3カ年だということでの医療費の改正があるだろうと、こういうことを見込んで、いわゆる暫定的な税率改正を行って今日まで運営してきたと、こういう状況ですね。そういう状況の中で、もうすぐ3年目の24年度が終わるといふ、こういう状況で25年度はまた新たにスタートをしなければいけないと。こういう状況になっていて、国の状況を見ますと消費税社会保障と税の一体改革の中で、これから国民会議の中で恐らく医療関係のことも議論されていくのではないかと思います。来年、再来年の話ではなくなるということになると、今のまま推移をしていくというふうに後期高齢者医療も想定したほうが良いと思うのです。そうした場合には、じゃあ3年間で暫定の改正を行った多賀城市としては、25年度からどうするのかと。そしてまた財政的にもどのような推移に今後なっていくのかということになると、今国保の担当の部長、あるいは課長としてはどのように25年度は望んでいかなくちやいけないのかというふうに思っていますか。

○高橋国保年金課長

今、根本委員おっしゃられたように、22、23、24 とこの3年間の財源不足で税率を改正させていただいたということでございます。24年度が最終年度ということで、もう既にスタートしております。23年度は、税、それから一部負担金、全てが100%ですね、これは国の財政支援が入りましたので何とか黒字になったというような状況でございます。ただ24年度につきましては、税のほうはもう9月で既に終了していると。一部負担金につきましても、震災の特例の措置の分は9月で終了して10月からは保険者判断ということで、行政報告でも報告させていただきましたけれども一部負担は延長するという形でやっておりますが。そうしますと、全額今23年度補填されたものが半分しか補填されない状況、あと半分は保険者が努力して何とか税収向上に努めていかなくちやないというようなところもございますので。24年度の状況につきましては、今見積もりといいますか見込みを、推計を立てているところでございますが、かなり23年度とは違いましてかなり厳しくなっていくのではないかなというふうに今考えてございます。また、それを受けましてやはり25年度以降の国保税につきましても、どのような方向で進めていかなくちやないかということで、これもあわせて今推計といいますか、どんな状況でいくのだろうかということで今検討を進めているところでございます。

○根本委員

今、検討しているということなのですが、今9月なのです。すぐ予算をつくっていかなくちゃいけないと。来年の4月からということになると、議会にも説明する機会が出てくるのでしょから。いずれ、恐らく早急に説明する機会があるのかな、そういうことだと思っておりますけれども。その辺はしっかりと、できれば税率をまた上げることのないように、3カ年の暫定で。いや私が言いたいのは、なぜ2億聞いたかということ、これは市民との約束ですから。これを、繰り入れしなくて済んだから新たに今度また税率を組んで、その2億円を入れなかった分はそれはそれでいいと、新たに組むんだというのは私は考え方は間違っているよと前回の質疑でも言いましたね。私はこの2億は必ず補填するべきだと、次の税率改正のときもね。そういうふうにしないと、市民との約束が21年度に我々と議論したときにおかしくなっちゃうのですよ。22年度後の改正からね。私はそう思っているのですけれど、担当の部長はそう思いませんか。

○鈴木保健福祉部長

私は21年当時、保健福祉部ではなかったのですが聞いておりました。当然一財のほうから、赤字といいますか不足分が出ましたら補填するというふうなことのお約束はさせていただいたというふうに記憶しております。たまたま今回ですね、実は今内部のほうでも十分検討をさせていただいているということが1点。それから、国のほうの動向としましては、とりあえず25、26、いわゆる27年度以降というふうなことしかまだ表明されておられません。したがって、現段階として言えることは、26、27年度の2カ年度につきましては現行制度の中でやっていかなければならないというのは、もうこれは確定だというふうに私どもも思っております。したがって今回は3年間の中期財政計画というふうなこと今年度までというふうなことなのですが、今後さらに最低でも2年間は今後どのような形で運営をしていくのかというふうなことについて、実は今の予定では10月末ぐらいには議会に対しても説明をしながら今後の方針を考えていきたいというふうに考えております。必要があれば12月の定例会に関係法案の条例の改正案なりを出していくというふうなことも視野に入れながら、今後この本議会が終わりましたら早急にそういったことについての情報の共有化を図ってまいりたいと、このように考えているところです。

○根本委員

まず、当時の部長でないから、ちょっと認識のずれがあるのですよ。私たちが市民に説明したのは「30%の値上げがあるんだ」と、それでは本当に加入者の皆さんに申しわけないということで、「今まで市のほうでは一般会計から繰り入れしたことないんです」と、「だけれども市民の皆さんの負担が大変なので、半分は市で負担しますから半分はお願いするようになるんです」って私たちは話して歩いたのですよ。だから、足りなくなったら入れるという考え方ではないのですよ、その考え方は。私はそうだったと思うのですけれど、当時の部長いかがですか。

○内海総務部長

推計上のその話とですね、その辺が意識が違う部分があろうかと思います。あくまで推計をしたときには30%のその赤字が発生するという前提で私たちはその推計したわけです。それで、実際その財源を投入するというふうな場面については、不足した部分のその2分の1をそこに補填をするというふうな考え方で内部的にはそういった方向で取り組んでいくというふうな形だったというふうに思っております。

○根本委員

違いますね。今の言葉も間違っているのですよ。推計をしてやったのでしょ、それで市民からいただいたじゃないですか、半分。推計で。けれど市のほうからは負担しなくて、市民からは推計でやった分はちゃんともらっているじゃないですか。おかしくないですか。そうしたら半分返してやらなきゃいけないじゃないですか、普通市民の皆さんに。推計で市民の皆さんからはちゃんといただきながら、市のほうで推計で払う分は払わなくてもいいから間に合ったから払わないと言っているのでしょうか。そんなんでいいのですか。私それがおかしいと思いますよ。おかしくないですかね、私言っているの。

○鈴木保健福祉部長

実はですね、先ほど国保課長が申しあげましたように、今回もし万が一震災がなかったとしたらというふうなことで、ちょっと今机上でそういう推計もさせていただいているのですが、今回の震災は、この国保会計にとって大きくプラスに作用しました。これは結果論ですね。したがって今回の震災がなかったときの、例えばその国の補填がなかったときどれだけの赤字になったのかというふうなことも1つの参考資料として検討していかなければならないだろうというふうに思っております。じゃあ、本来であれば、例えばの話ですが、5,000万なり1億なり赤字に本当だったらなっていたら、それがたまたま国の補填でプラスになった。そのプラスになった分というのは、全て例えばその市民の方々の御負担だったのかという決めてそうではないというふうなことがありますので。結果として、一財の投入がなくて、しかも余剰金が出てしまったというふうなことがありますので、その辺については十分資料を御提示申し上げまして来たるべき日にいろいろ御検討させていただきたいというふうに思っております。

○根本委員

しつこく言いたくないのですけれども、震災の関係はこれ別ですよ。それを分析して、何を分析してどうしようかというのは私はわからないですけどね。やっぱり震災はその結果的に受けとめるべきだと思うのですよ。結果的にどうなったのかと、国保財政はね。やっぱり市のほうは入れたのか入れないのかと。そのときの震災は震災ですから、結果論ですよ、これは。24年度の結果論を見て、トータルでどうだったのかということを出して、それで次の改正に見通しをまた推測を立てて、そして市で負担する分市民の皆さんに負担してもらった分、それを公正にいろいろ検討をして私はやるべきだということをきょうは申し上げておきます。よろしいでしょうか。答弁は要りません。

それから、もう1つなのですけれども。この7の2の206ページ、脳検診についてお話がございました。それで順調に推移をしているという事業状況でございまして、説明がございました。受診件数が404件ということで、受診率が21.5%ということでございますね。もう少し受診率が伸びればいいなと、こう思いますけれども。その結果、何名の方が検診で要治療になったり、あるいはもう一度再検査とか、そういう状況がここに載っていないんじゃないかなと思うのですけれども。そういう成果はどうだったのでしょうか。

○高橋国保年金課長

23年度でございしますが、要治療等の所見をいただいた方、23名でございします。そのうち手術、大きな手術じゃなくて簡単な手術があるのだそうですけれども、そういった手術をなさった方が2名、薬の治療に入られた方が3名、生活指導に回られた方が2名、経過観察という形の方が16名ほどございます。

○根本委員

できれば、こういうことも書く欄というか書いていただければよりわかりやすいかなと、こう思います。実は23年度中にですね、今は高齢者時代になっておりまして100歳以上が5万人にもなったと。それで最高齢が115歳、男の人。女性114歳と、こういう時代になりました。そういう中で75歳の方は健康なのですね、元気なのですね。そういうことで、何で私らにはないのですかと。私らも受けさせてくださいというような御意見があってですね。直接、国保には関係ないですね。74歳までなので。ただ、この脳検診という流れの中でそういう元気な高齢者、ますます元気になってもらうためにはそういう人を何とかできないのかという、こういう要望もあったのですが。75歳まではやってもいいんじゃないかと、市独自で。という考え方を勝手に持っているのですけれども。そういった要望に対してどういうお考えがありますでしょうか。部長かな。

○鈴木保健福祉部長

この件に関しまして、先日国保課長とも健康課長も入れていろいろお話をさせていただきました。どの年代で切るかというふうなことについては、私も今元気な高齢者の方々たくさんいらっしゃるというふうなことがありましたので、そういったお考えもあるのかなというふうに思ったのですが。一方ではですね、高齢者になればなるほどかかりつけの医者を持っているという方がたくさんいらっしゃいまして、そういったことから考えると主治医の方が、かかりつけ医の先生に御相談をするのが一番いいんだろうというふうなことで、後期高齢者との境を設けたというふうなことでございますので。現段階としてはですね、前期高齢者のみというふうなことでさせていただくというふうなことで考えております。

○深谷委員長

ここで休憩といたします。再開は、11時15分。

午前11時04分 休憩

午前11時15分 開議

○深谷委員長

それでは、皆様おそろいでございますので、再開いたします。

松村委員。

○松村委員

171 ページ、特定健康診査事業についてお伺いします。

下のほうのこれまでの取り組みの評価の中に、事情状況というところに 23 年度目標値が国のほうから 60%に対して 34.9%であるということでもあります。それで、その下にかかりつけの病院で検査を受けているからという理由で結構キャンセルとかそういうのも多いということがここに書いてありますが。かかりつけの病院で検査を受けている方というのは、どのくらいの数になっているのか。もしわかれば教えていただければと思います。

○長田健康課長

こちらですね、実は平成 22 年度に多賀城市健康増進計画健康多賀城 21 プランの中間評価を行った際に、アンケート調査を行っております。その中で、約 1 万 4,000 人程度に回答をいただいておりますが。その中で特定健診を受診したことがないと答えた人数が、約 3,720 名。その理由といたしまして、一番多いのがかかりつけ医で受けているという部分で約 2,000 名というふうな形になっております。以上です。2,000 名です。

○松村委員

2,000 名の方がかかりつけで受けていると、これは 22 年のアンケートでなのですけども、まあ自己申告でそういう形に出ているということですよ。ですから、やっぱりこれは 23 年もそうだったかということとはわからないにしても、やはりその辺の数もわからないと、ただこの 34.9%で目標 60 に対して低いというのは、ちょっと何かデータの出し方としてはちょっと違うのかなと思うのですけれども、その辺いかがでしょうか。

○長田健康課長

やはりちょっとデータの出し方としては、2,000 名全員がこの数字の統計とはやはり捉え方がちょっと違いますので、中にはこの中には 75 歳以上の方とかもちょっと含まれているという部分もあるかと思えます。それで、2,000 名のうち 1,000 名でも受診していただくと、やはり受診率として 40%台、50%台というふうな形で近づいていくというふうな形で考えておりますので。先ほど江口委員、佐藤恵子委員のほうにもお話しいたしましたように、そこら辺かかりつけ医で受けると、そういうふうな受診者数のアップが考えられますので、そういうふうな事業をちょっと今後検討していきたいなというふうに考えております。

○松村委員

やはりこの受診率アップというのは、予防介護というか病気を予防するという観点から大事な目標だと思えますので、やはりそれがあがる程度もう少し正確にわかるような数字が出るような方向で今後も何か対応されればいいかなと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○藤原委員

資料 7 の 1 の 41 ページなのですが。22 年の 12 月議会に、その国民健康保険税の改定が得られました。そのときの大枠は、22 年度から 24 年度までに 7 億 6,791 万円の財源不足が生じると。それでそのうちの半分は市で持つと、半分はどうか市民の皆さん負担してくださいと、こういうことでした。それで、私資料持ってこなかったのですが、先ほどの説明からしますと 22 年度の繰り入れ予定が 1 億 205 万 5,000 円、23 年度が 1 億 228

万 5,000 円という説明がありました。そうしますと、24 年度繰り入れ予定は 1 億 7,961 万円だったというふうに理解してよろしいですか。

○高橋国保年金課長

はい、そのとおりでございます。

○藤原委員

これはね、先ほど根本委員もおっしゃっていましたが、去年の決算でも話題になったのですよ。私は全面的に根本さんの意見に賛同を表明しています。それで、その一般論としては、一般論としては国民健康保険特別会計は独立採算制なのでね、例えば推計をして赤字になったら補填するようになりますよと言って、例えば一般会計で繰り入れを優先したと。ところが黒字になったと、じゃあ引き上げますと。一般論としてはこれは正しいと私も思いますよ、一般論としては。ただですね、今回の場合は料金改正するとき根本委員おっしゃっていたように市民と約束したわけですね。半分は市で持ちますよと。だけれども、やってみたら黒字になったから入れませんでしたということにすればですよ、1 つはどういうことになるかと言うと手法上の問題としてその不足額を大幅に見積もって、市も持つから何とか協力よろしくと言って上げてですよ、締めたら黒字になりましたから引き上げますという、手法上これが通用するということになっちゃうのですよ。私は 30 年の間に何回も見ていますよ、そういう料金値上げの仕方を。だからそれで本当にいいのかという問題がある。

それからもう 1 つは、市長を市民との約束を破らせていいのかと。先ほど根本委員からもその契約だと、市民との契約だという話があったのですけれども。市長がやった約束を破らせていいのかという問題なのです。これについては、事務方のトップは副市長だと思うので。市長をそういう立場に立たせていいのかという問題だとこれは。だからそれはね、ちょっと副市長から見解をお聞きしたいと思うのですが。

○鈴木副市長

これはちょっと捉え方が我々とちょっと根本委員と藤原委員と、ちょっと隔たりがあるような気がいたします。当時はですね、国保保険料の改定をするときにどれぐらいの値上げが必要になるのかということでシミュレーションしましたら、30%の値上げをしなくちゃならないということになったわけです。ところが、これは藤原委員おっしゃったように国保会計は独立ですから、本来はその分は 30%の値上げ分は国保加入者の方々に御負担をいただくことが一番正しい姿ではありますが、ただ実態として 30%の値上げというのは非常にこれは生活にも影響が出るのではないかということなので、その半分の 15%は国保加入者の方々にお願いをしようということで御説明申し上げたのは、ここまでは一致していると思います。それでそのときに、15%の値上げだけをして残りの分の赤字はどうするんだという話になったときに、それはどこから持ってくるということになるとそれは一般会計から持っていくしかないのだから 15%までお願いをして、そこで出た赤字分については一般会計のほうで補填をしていきますというお約束をした、そういう認識であります。ですから、これは市長が定額として何年度に幾らを国保会計に繰り入れるということではございませんので、市長の約束をほごにしたということにはならないというふうに認識をいたしております。

○藤原委員

あのね、だからそういう言い方をするとね、どういうことになるかという、市民が信用してくれなくなりますよ。さっきも言ったけど、不足額を大きめに見て、それで半分持つ

から何とか理解してくださいと、値上げを理解してくださいと言ってですよ。やってみたら、その不足額がそんなにならなかったと、だから入れるのやめましたと。これまで私何回も見ています、そういうやり方を。ね、そういうやり方を続けていたら、市民が信用しなくなりますよ。「多賀城はいつもそうやって不足額をでっかく出して持つから持つからって結局は出さないんだもん」ということになるのですよ、これは。だから私は値上げが絡んでいるときでなかったらこんなことは言いません。一般的な推計を立てて厳しくなりますよというようなことで、一般論としてその推計どおりにならなかった、だから引き上げましたというのだったらわかりますよ。だけど皆さんがわざわざそういうデータを出して、半分持つから何とか値上げに協力してくれというのがあの中身ですよ。私はやっぱり市長をうそつきにさせちゃうと思うのですよ、こういうやり方やっていたら。副市長はそれでもいいと言うのですか。じゃあ、市長から今度聞くけど。市長は、そういうやり方が通用すると思いますか、住民との関係で。私は通用しないと思いますよ。結局あなた自身が、市長自身が「何だよ、うそついているな」ということになっちゃうのですよ、これ繰り返していたら。私はやっぱり根本委員おっしゃるように、あの枠組みでああいう説明して、だから議員の人たちも「いや、このぐらい不足だと言われたのだけれど、半分入れるというから」それでも私ら反対したような気がするけど、賛成する人はそれを聞いて賛成したのですよ。だから議会に対する約束でもあるし、住民に対する約束でもあると思いますよ。だから、これはやっぱり何ていうか財政秩序というか、財政論以前に住民との信頼関係、約束の問題だと思いますよ、私は。だから、事務方のトップはああいうふうに言うけれど、やっぱりその長はきちんとその住民との関係を重んじないとだめだと思いますけれど。市長どうですか、副市長に聞いても何かだめなんで。

○菊地市長

私自身もあの当時どのような形で皆さん方に言ったか、もう一回精査をしてみないと言質取られる可能性がありますので、なかなか口を滑らかに滑らせることは難しいですけれども。前にどんなことを言ったかも一回確認、恐らく副市長言ったのがそのままなのかなというふうな思いはいたしますけれども。市民との約束はそれは守りたいという気持ちは当然あるわけでございまして。ただ今回のやつは、当然 24 年度もう少したってみないと思うならいいのかというのは、ちょっとわからない。それから 25 年度に今度改正ですか、なるというふうなことも視野に入れ、また国の様子が何か先行き不透明、今の国会の状況がどうなるかその辺のこともございまして、よくよく熟慮の上最終的には判断していきたいなという思いでございます。以上です。

○藤原委員

何かもう少し歯切れよい回答があってもいいと思うのですけれども。一応これは決算質疑なので、決算に対して態度表明しなきゃいけないので、それなりの意見は述べることになると思います。以上です。

○竹谷委員

決算で今回、本来であれば国保会計、本来であれば厳しくなるよというシミュレーションの中で始まったと思います。今、根本委員、藤原委員からありましたけれども、私も頭の中が脳ドックしなくてもいいと思うので、記憶で行けば両委員がおっしゃっていることが値上げの当時のお話であったというぐあいに理解をしております。ですので、多分 24 年度は厳しい決算になると。それを受けて 25 年度どうするかという問題があれば、今の約 2 億の繰入金金をまず入れて、その上で 25 年度が動いていけるのかどうなのか、この辺を明らかにして説明していかないと市民との約束の問題が出てくると。その上に立って 26 年以降、27、28 どうしていくのか。そういうやっぱりシミュレーションを組んでいくこ

とが大事ではないかと。やっぱりシミュレーションを組んで市民に要請したからには、これは信任の問題が出てきますので、そこはしっかりと意見として頭の中にたたき込んで状況を判断していただきたい。そうでないとこれから皆さんから出てくるシミュレーションが本当ですかという疑問符の中で議論していかなきゃいけないというふうになる可能性が大きいものですから。この30%論議は私も何とか通さなきゃいけないだろうという問題もあって、じゃあ何ほか負担したらいいんじゃないかということで、本来では20%市が負担して10%保険者負担でどうなんだという気持ちもありました。だけれども市長、副市長の英断でとにかく15%やるので何とか半分は保険者へ持って行ってほしいという趣旨の意向であろうということを理解して賛成した一人ですので、ひとつその辺は十二分に理解して今後の対応をしていただきたいということだけ申し上げておきたいと思います。

○柳原委員

国保の短期保険者証について、お聞きいたします。昨年の震災で国保、社会保険から国保に移った方も大分いらっしゃるし、本当に仕事がなく大変な状況に陥っている方もふえているわけですが、その中で短期保険者証の発行状況なのですが、22年と比較して23年はどれくらいふえているのかということと。あと郵送している世帯と郵送しなかった世帯の数を教えてください。

○木村収納課長

短期保険証の22年度と23年度の比較ということでございますけれども、22年の10月の更新時期での人数で申し上げさせていただきます。短期証の22年度の10月では1,044件の対象で、郵送世帯が200世帯、844世帯が相談対象という形になっております。23年度につきましては、対象世帯が1,122世帯で郵送世帯が1,032世帯、呼び出しというか相談になった件数が90世帯ということで、昨年度につきましては震災の影響もあったために例年ですと呼び出している世帯を金額というよりも納付の期間であったり、そういった部分で判断している部分があったのですが、昨年の10月の更新時には滞納額が80万円以上の世帯だけを納税相談の対象として御相談いただいたという形でございます。

○柳原委員

昨年の5月は震災のために相談はしないで全員に郵送した数なのですが、あと9月と1月は郵送しなかった方もいらっしゃると思うのですが、その郵送もしなかった中で相談にも来られなかった方で、結果的に短期証が手に渡らなかったという方は何人くらいいらっしゃったのでしょうか。

○木村収納課長

実際8月末時点で約100世帯程度ございました。今月も今新たな更新時期ということで、納税相談を今実施しているところでございます。

○柳原委員

結果的に短期証が手元に届かない方が100世帯いたということなのですが、やはりそういう方はやっぱり病気になっても病院になかなか行けないと。そういう場合にですね、そういう医療を受ける権利がそういう方は奪われている状態になると思うのですが、そういう方に対しても、例えば1カ月とか期間を区切って相談しようとしたけれども来られなかったという場合は、手元に届くような手段を講じるべきだと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○木村収納課長

納税の関係でどうしても納付状況、納付をいただけない方等については相談をした上で保険証を交付させていただくという形で、短期証の場合ですとそういった相談の機会をつくるということが一番のポイントだと思っております。今、委員お話いただいた病気でかかりたいとかそういった部分が御相談あれば、御相談いただきまして納付のほうの御相談とあわせてさせていただければ別な、すぐ保険証のほうは交付させていただいていますし、場合によっては電話相談などでも交付させていただいているという状況はございます。

○深谷委員長

よろしいですか。以上で質疑を終結いたします。

- 後期高齢者医療特別会計（歳入歳出説明・質疑）

○深谷委員長

次に、平成 23 年度多賀城市後期高齢者医療特別会計決算について説明を求めます。国保年金課長。

○高橋国保年金課長

それでは、資料 7 の 1、46、47 ページをお願いいたします。

後期高齢者医療特別会計の決算について、御説明をさせていただきます。

初めに、(1) 被保険者の加入状況でございますが、いずれも平成 23 年度の数値で申し上げます。表の右側の人口及び被保険者数の合計欄で申し上げます。市全体の人口は 6 万 1,166 人で前年度と比較いたしますと 1,123 人の減少。被保険者数は 5,432 人で前年度と比較いたしますと 193 人の増加。被保険者加入割合は 8.88%で前年度から 0.47%の伸びとなっております。下のグラフにつきましては、平成 20 年度からの被保険者数の推移を示したものでございます。平成 20 年度の制度開始から被保険者数は増加の傾向でございます。

次のページをお願いいたします。

(2) 後期高齢者医療保険料率でございます。後期高齢者の方々の保険料につきましては、お 1 人ずつ均等割額と所得割額で計算されますが、平成 22 年度、23 年度の率等は同じでございます。また保険料限度額につきましても 50 万円で、こちらも変更はございません。

次に (3) 保険料収納状況でございますが、平成 23 年度分で申し上げますと、特別徴収による保険料は 2 億 330 万 300 円で収納率は 100%。普通徴収による保険料は 7,312 万 1,682 円で収納率は 97.32%でございます。これにより 23 年度の保険料合計額は、2 億 7,642 万 1,982 円で収納率は 99.05%となっております。前年度との比較ですが、右側の対前年度比合計欄をごらん願います。合計欄で保険料収納額は 79.08%と落ち込みましたが、これは後期高齢者医療広域連合におきましても東日本大震災による保険料の減免、これが実施されたことによるものでございます。なお収納率におきましては、0.76%の増加となっております。この徴収した保険料は、後期高齢者医療広域連合に納付することとなりますが、(4) 後期高齢者医療広域連合納付金の内訳について、御説明を申し上げます。23 年度の数値でございます。保険料が 2 億 8,717 万 4,582 円。保険基盤安定金として、6,193 万 3,902 円で合計 3 億 4,910 万 8,484 円を納付してございます。前年度との比較ですが、右側の対前年度比合計欄で 87.2%と落ち込んでございますが、これは先ほ

ど申しあげました保険料の減免が実施されたことによるものでございます。なお、下の米印でございますが、徴収保険料の中には前年度の保険料が含まれてございます。またその下の米印になりますが、(3)の保険料収納額と(4)の後期高齢者医療広域連合納付金との差額110万7,700円につきましては、出納整理期間中の収納分でございます。この保険料につきましては平成24年度に広域連合に納付をするものでございます。

次のページでございますが、(5)東日本大震災による災害被害者に対する後期高齢者医療保険料の減免及び一部負担金の免除の概要でございますが。保険料の減免の状況、それから一部負担の免除証明書発行状況につきましては、24年3月31日現在の状況で記載をさせていただいておりますのでごらんいただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○深谷委員長

以上で説明を終わります。

これより歳入歳出一括質疑に入ります。竹谷委員。

○竹谷委員

この後期高齢者の関係。ただ市が徴収してそのまま県にやるという仕組みですよね。これこうなった仕組みって私も意見申し上げたのですが、やはり県が市町村の手をわずらわさないで、県が直接やるという方式に変えたほうがいいんじゃないかと思うの。そのために議会もあるし。だからそういうのをね、市長。県とのね、やっぱりこの後期医療あたりのを話題になったら、ちょっとそういうぐあいに仕組みを変えていかないと、ただ地方の我々市町村に金集めだけしろと、足らなかつたらあとは何とかしろというような仕組みじゃなく、主体者である県がきちっとやるというふうに仕組みを変えなきゃおかしいのじゃないかなというような気がしてならないのです。ここで議論したってないはずですよ、トンネルですから。これが大きく市が持ち出しもするということになれば大騒ぎ、いろいろけんけんごうごうの話になりますけれども。そういう意見が出てくると思いますけれども。私はそうであれば、最初からすっきりさせたほうがいいと。今後やっぱり社会保障の会計が、やっぱり今国でもいろいろ検討しようという状況にありますので。この後期高齢だけでも県が主体的にやるという方向に、私はやるべきであろうという意見を持っているのですけれども。これは担当者に言ってもしょうがないので、市長やっぱり、市長会とか何とかでそういうものの意見を出していくということが大事じゃないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○鈴木副市長

これは広域連合が発足した当時からです。これは県ではなくて広域連合という一部事務組合の形をとっておりますけれども。そのときに、給付と徴収をどうするかという話が報告書の中では出ておりました。そのときに、広域連合でやったときに徴収手続の効率性、そういったことがあってですね、これは従来どおり各市町村に賦課と徴収をお願いしようと。給付については広域連合でやるということになってスタートしたわけでございますけれども。おっしゃるとおり一つの事業体として完結するためには、収入から歳出まで一体的にやるというのは非常に効率性のあることであることは間違いありませんので、これはこれからも機会を捉えてその方向に向かうように、我々はそれ願うところでございますので、そういうふうな方向に努めてまいりたいというふうに思っております。

○深谷委員長

以上で質疑を終結いたします。

- 介護保険特別会計（歳入歳出説明・質疑）

○深谷委員長

次に、平成 23 年度多賀城市介護保険特別会計決算について説明を求めます。介護福祉課長。

○松岡介護福祉課長

それでは、平成 23 年度多賀城市介護保険特別会計決算の説明をさせていただきます。

まず、資料 7 の 1 によりまして御説明をさせていただきますので、恐れ入りますがまず 7 ページをお開き願います。

7 ページ中段以降の④介護保険特別会計でございます。

歳入決算額は 31 億 2,876 万 7,350 円で、前年度決算額と比較いたしまして 1 億 8,860 万 470 円、6.41%の増となっております。歳出決算額は 29 億 403 万 4,823 円で、前年度決算額と比較いたしまして 3,496 万 8,789 円、1.22%の増となっております。歳入歳出差引額は 2 億 2,473 万 2,527 円となり、翌年度に繰り越すべき財源はございませんので本決算を認定いただければ、歳入歳出差引額全額を介護保険事業財政調整基金に繰り入れるものでございます。決算積み立て後の介護保険事業財政調整基金の積立額は 23 年度において全額を繰り入れてございますので、歳入歳出差引額の 2 億 2,473 万 2,527 円となる予定でございます。また、介護従事者処遇改善臨時特例基金は平成 23 年度までの時限基金でございましたので廃止となっております。

続きまして、50 ページをお願いいたします。

50 ページ 8、介護保険特別会計の決算でございますが、50 ページはただいま申し上げました決算額の内訳表でございますので朗読は省略をさせていただきます。

次の、51 ページをお願いいたします。

(1) から介護保険事業の実施状況につきまして、表により御説明を申し上げます。(1) の表の上の欄、23 年度被保険者数につきましては 1 万 1,602 人、前年度比 0.81%の増加でございます。2 行下の要介護認定者数は 1,798 人、前年度比で 7.34%の増加でございます。

次に、要介護等出現率は 15.50%、前年度比 6.48%の伸びとなっております。

次の介護サービス利用者数は、1,466 人で前年度に比べ 0.89%の増加となっており、その下サービス利用率は 81.54%となっております。

次の表の (2) 要介護認定者数でございますが、一番右下の認定者合計で 23 年度計は前年度に比べ 123 人増の 1,798 人となっております。

次のページをお願いいたします。

表の 3 の 1、居宅介護（予防サービス利用者数）でございます。一番下の利用者計の欄の右側、23 年度居宅利用者計で 1,116 人となっており、前年度から 31 人増加となっております。

表の3の2 地域密着型介護（予防サービス利用者数）ですが、利用者計100人で小規模特別養護老人ホームの休止に伴い前年度比較で18人の減となっております。

次に、表の3の3 施設サービス利用者数計は250人で、昨年度と同数でございます。

○木村収納課長

次に、53ページをごらんください。

介護保険料収納状況について、御説明させていただきます。

平成23年度の決算額は、前年度に比べ1億928万円、率にして21.17%減の4億696万円で、東日本大震災による減免措置等により大幅な減額となっております。内訳といたしましては、表の4の1 現年度分でA欄調定額は4億213万1,035円で、対前年度比76.76%。C欄還付未済額は530万1,647円で、対前年度比659.73%と大きく増加しておりますけれども、主な理由は東日本大震災による減免等により税額公正等が行われたものによるものでございます。D欄収納額は3億9,522万1,905円で、対前年度比77.3%。G欄収納率は98.28%となっており、前年度と比較し0.69ポイント上昇しております。

次に、表の4の2の滞納繰り越し分でございますけれども、A欄調定額は2,443万8,056円で、対前年度比103.09%。D欄収納額は643万1,697円で、対前年度比157.82%。G欄収納率は26.32%となっており、前年度と比較しまして9.13ポイント上昇しております。現年度分滞納繰り越し分を合わせた合計収納率は、94.16%となっており前年度と比較し0.05ポイント上昇しております。

以上のように平成23年度につきましては、東日本大震災の影響による減免措置等により現年度分では調定額、収納額が減額となりまして滞納繰り越し分では収納額が伸びているという特徴的な傾向となっておりますので、例年と単純な比較はできないというような状況となっております。

最後に、不納欠損額について御説明申し上げますので18ページのほうをお開きいただきたいと思っております。

下段の表の介護保険料の欄をごらんいただきたいと思っております。

今年度の不納欠損額は、法18条第1項の規定による法定納期限等から消滅時効の期間を経過したものについての欠損でございますので、207件607万1,859円の不納欠損処分を行っております。

次に、54ページのほうにお戻りいただきたいと思っております。

○松岡介護福祉課長

次に、54ページでございます。

表の(5)は介護給付状況でございます。23年度居宅サービス給付費13億5,342万6,441円から合計の上、高額医療合算介護サービス費まで利用者数の変化に応じそれぞれ記載のとおり各サービス給付費となっております。給付費合計は26億8,198万9,453円となっており、全体では対前年度比4.21%の伸びとなっております。

表の6、国保連合会に対する審査支払手数料でございますが、合計で330万3,060円、対前年度比3.12%の増加となっております。

○長田健康課長

(7) の地域支援事業の状況について概要を御説明いたします。

初めに、あの二次予防事業ですが、基本チェックリスト受診者は 2,997 人で前年度比 250 人の減となっております。

次の二次予防事業年間発生件数は 325 人で前年度比 26 人の減となりました。

次の介護予防教室開催数ですが 2 コース 24 回の開催となっており、前年度比で 2 コース 14 回の減となっております。

次の介護予防教室参加人数ですが、実人数 22 人、延べ人数で 228 人で、前年度比実人数で 45 人、延べ人数で 273 人減となっております。

次の介護予防教室参加者のうち、改善した人数は 23 年度 20 人、前年度比で 8 人の増となっております。

次の費用額は 1,102 万 7,397 円で、前年度比で 157 万 6,315 円の減額となっております。なお、この二次予防事業ですが、後ほど主要な施策の成果に関する報告書で詳しく説明いたします。

次に、イの一次予防事業ですが、23 年度は各種教室開催数で 1 コース延べ 20 回開催いたしました。前年度比で 5 コース 68 回の減となっております。

次の各種教室参加延べ人数は、395 人で前年度比で 692 人の減となっております。

次の介護予防サポーター育成研修等参加人数は、314 人で前年度比 58 人の減となっております。

次の出前介護予防講座ですが、20 回の開催で延べ 433 人の方に参加いただきました。前年度比で、回数で 83 回、延べ人数では 1,951 人の減となっております。

次の物忘れ予防相談開催数は、3 回開催し実人数で 8 人の参加がありました。前年度比で回数で 3 回、人数で 7 人の減となっております。

最後に費用額につきましては、59 万 8,322 円で、前年度比で 80 万 3,607 円の減でございます。

以上、23 年度につきましては震災による事業の中止等を行った結果、参加者数等が大きく減少しておりますが、平成 24 年度においては震災前の状況に戻るよう現在事業を進めております。

以上で、地域支援事業の状況の説明を終わります。

○松岡介護福祉課長

次の 55 ページをお願いいたします。

表 8 の給付費に係る国庫等歳入状況でございますが、年度の下に記載してございます数字は負担基本額で、国庫負担金以下各項目の上段記載の括弧書きのパーセントが法定の負担割合で、23 年度の概算交付による受け入れ額と決算確定後の必要額の差額につきましては 24 年度に精算をいたすものでございます。金額の朗読は省略をさせていただきます。

次の 56 ページでございますが、表の (9) は地域支援事業に係る国庫等歳入状況でございます。23 年度の欄に介護予防事業と包括的支援事業等と記載してございますが、介護予防事業につきましては一次予防事業及び二次予防事業に係る介護予防の事業費でございます。包括的支援事業は、地域包括支援センターの運営費が主でございます。事業に対する国庫、県、市の負担割合は括弧書きで記載しているとおりでございます。また、介護給付費と同じく各項目の必要額が決算後に確定いたしました額でございますので、受け入れ額との差額につきましては 24 年度に精算を行うものでございます。

次の 57 ページでございますが、表の (10) は東日本大震災による災害被害者に対する介護保険料等の平成 23 年度における減免の概要をまとめたものでございます。アの表につきましては、介護保険料の減免状況でございます。記載の減免事由に応じた減免割合により右端減免額合計で 1 億 2,531 万 5,391 円でございます。イの表につきましては、介護サービス利用料及び施設等利用に係る食費居住費等の免除状況でございます。免除額は合計で 1 億 3,116 万 7,560 円でございます。

以上で、資料 7 の 1 の説明を終わらせていただきまして、続きまして主要な施策の成果に関する報告書、資料 7 の 2 により御説明をさせていただきます。

○長田健康課長

資料 7 の 2 の 175 ページをお願いいたします。

政策 2、元気で健やかに暮らせるまちについて説明いたします。

施策 2、健康づくりの推進。基本事業 3、介護予防の推進から二次予防事業について説明いたします。事務事業の廃止、背景、根拠でございますが、本事業は平成 18 年 4 月から介護保険法に基づく事業として新たに介護予防事業が制度化され実施することになりました。対象者は要介護、要支援状態になる恐れのある高齢者等となるものです。事務事業の改善改革経過、全体計画といたしましては記載のとおり筋力アップ教室及び口腔栄養教室を業務委託により実施している事業ですが、平成 23 年度の口腔栄養教室は震災の影響により中止しております。

次に、対象意図の欄をごらんください。本事業は二次予防事業の対象者、つまり要介護、要支援状態になる恐れの高い高齢者と決定されたもので、二次予防事業の対象者が要介護状態にならないことを狙いとして進めております。その狙いを達成するため、手段にございますように山王地区公民館等の公共施設を会場として、健康運動指導士等による筋力アップ教室を開催いたしました。参加者の募集に当たっては、検診を受けた 65 歳以上の市民から対象者の把握及び決定を行うとともに、地域包括支援センターを通して意向調査や働きかけを行いました。その結果、地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントを経て必要な方に作成される介護予防ケアプランに基づき実施しております。また、通所型事業の利用が困難な方に対しては訪問型で支援をする体制といたしました。具体的な活動実績は、活動主要欄のとおり開催回数は 24 回、参加人員の実数は 22 人、参加人数の延べ数は 228 人となりました。この事業の成果指標といたしましては、指標欄のとおり主観的健康改善維持、改善者の割合は 90.9%、基本チェックリスト点数維持改善者の割合は 75%と前年度と比較し 7.6 ポイント、14.3 ポイントの増となっております。本事業の取り組みの評価といたしましては、事業状況欄にございますように成果指標はよい結果となりましたが、震災の影響もあり教室開催回数の減少に伴い参加者数が減少したことから順調ではないと考えております。今後の成果向上余地につきましては、成果向上欄に記載したとおりさらに教室数をふやすことで参加者の増加につながり、維持改善できるのをふやすことが可能であると考えております。

以上、二次予防事業についての成果報告でございます。

○松岡介護福祉課長

続きまして、197ページをお願いいたします。

197ページでございます。施策4、高齢者福祉の推進。基本事業5、地域包括ケアの充実から地域包括支援センター管理運営事業について、御説明をいたします。

事務事業の開始背景、根拠並びに隣の改善改革経過全体計画をあわせて申し上げます。

この事業は、平成18年度から保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的に、地域包括支援センターを設置し管理運営を行っているもので、平成18年度に市直営で1カ所、平成19年度から市内を3圏域に分けて3カ所とし2カ所を委託、平成20年度からは3カ所とも委託といたしまして運営を行っております。

対象意図の欄をお願いいたします。

本事業は65歳以上の高齢者及びその家族に対し、身近なところで専門的な相談や支援が受けられることを目的に行っております。その目的を達成するため、手段にございますように高齢者宅の訪問を行うとともに業務従事者の資質向上に取り組んでおります。また、円滑な業務運営が図られるよう運営協議会を設置し、事業計画等を審議しております。具体的な活動実績は、活動指標C欄にありますように高齢者世帯3,100世帯への訪問を行うとともに、D欄にございますように適正な運営、情報の共有化を図るため12回の連絡会を開催しております。この事業の成果指標といたしましては、指標欄Fにお示ししておりますように総合相談件数としており、23年度は1,692件の相談を受けております。本事業の取り組みの評価といたしましては、下段の事業状況にございますように身近に相談が受けられる環境づくりに努め、定着化とともに相談件数も伸びており、おおむね順調と考えております。今後の成果向上余地につきましては、今後とも訪問の際のPRを継続し地域関係者とのネットワークづくりに努めることにより、さらなる認知度の向上を見込むことが可能であると考えております。

以上で、地域包括支援センター管理運営事業について説明を終わらせていただきまして、これをもって介護保険特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

○深谷委員長

以上で説明を終わります。

ここで休憩といたします。再開は、13時。

午後0時02分 休憩

午後0時56分 開議

○深谷委員長

おそろいでございますので、時間前でございますが始めたいと思います。

先ほど、歳入歳出の説明が終わっておりますので、これより歳入歳出一括質疑に入ります。森委員。

○森委員

7の1の54ページ、介護予防についてであります。

ここで一次予防事業の中にさまざまな活動が載っております。この中に、たがもり体操の方々の活動も入っているのでしょうか。

○長田健康課長

たがもり会のほうにつきましては、こちらのほうも含めております。

○森委員

全般的に活動の回数、人数が減っております、このたがもりの方たち避難所とあちこち訪問されて一生懸命、今も仮設のほうに訪れている方々もいらっしゃいます。その活動は、逆に言うと以前よりもふえているかと思うのですが、年度内からすれば。いかがなものでしょうか。

○長田健康課長

震災以来ですね、たがもり会の会の方には避難所、あとは仮設住宅のほうでたくさんの支援等を行っていただいております。回数等については、とても多いというふうな形で考えております。

○森委員

そうですね、全般的にその活動として介護予防というふうな形では同じ多分活動の内容だと思いますので、ぜひそのことも触れていただければ非常に活動している方々もやりがいがあるのではないかなというふうに思います。

あとですね、たがもりの方々、それから健康教室等を開催されている地域もあります。あとはたがもり体操とそのリンクをしながら一緒にやっているところもあります。それで、究極のところその政策としては大ざっぱに元気な高齢者、老人をつくっていくというものもおかしいですけども維持をしていくというふうな政策なのですけども。具体的な政策も必要だと思うのですね。要はどこへ持っていきたいのか、例えば前にも提言申し上げたと思うのですが、地域デイサービスのものをつくっていくんだと。健康教室であり、横の連携が必要になってくると思う。ここで主要な政策の中で、地域とのネットワークづくり等を積極的に行うことにより成果の向上が期待されます。これは地域包括支援センターであります。多分、どこが旗振りをするのかによってこの多分スピードが変わってくると思います。市が旗振りをするのか、地域包括支援センターが旗振りするのか、はたまたこれを請け負う民間の企業も今出ているそうであります。ということで、その具体的な方策として地域デイサービス、元気な方々の地域デイサービスですね、この方向性をも政策的に考えていくと非常にはっきりしてくるのではないかなと思うのですけれども。その辺いかがでしょうか。

○長田健康課長

確かに、たがもり会初め市、包括、あとは地区の保健衛生推進員、そういう方々などとの連携が重要だとは考えておりますので、そういう方々とも今後とも連携をとりながら事業の実施に向けてやっていきたいというふうな形で考えております。また、事業の内容等についても、やはり市直営というふうな部分だけでは限界がありますので、やはり人員的な部分というのはどうしても民間事業者の力も借りていかなければならないのかなというふうな形で考えております。

○森委員

ぜひ、そのようにお願いしたいと思います。ただ、余りいろんな方向からいろんな活動をしていくと、わけわからなくなってしまいます。ですから、まず方向性を本当にきっちりと、まあここで大枠で元気な高齢者をつくっていく、ただし活動はこれとこれとこれ、目指すは地域デイサービスの一步手前の形とかかというふうな政策がはっきりしていくと、多分目標もはっきりされると思いますので。ぜひその辺のところも考えていただければというふうに思います。以上でございます。

○戸津川委員

7の2の175ページ、二次予防事業についてお伺いをいたします。

ここの23年度の取り組みのところの下の方に、通所型事業の利用が困難な方に対しては訪問型で支援をする体制としましたというふうに書いてございますが、この訪問型で支援をする主体というか、訪問をして支援をしてくれる方はどなたになるのでしょうか。

○長田健康課長

こちら訪問型の部分のほうにつきましては、体制を整えたというふうな形になります。基本的には通所型で、こちらは送迎のタクシーをつきまして対象者を、受講者を送迎しております。どうしても都合がつかなくて参加できなかった場合、市の保健師、栄養士などが訪問を行うというふうな形でございます。

○戸津川委員

やはりその場所まで行くということが高齢者やっぱり大変だと思いますので、こういう訪問型の支援の態勢を整えてくださったということは大変ありがたいことだと思います。ここの下の方に、成果の向上にも書いてありますけれども、教室をまず私もたくさんにふやしていただきたい、できるだけ近くでやられることが通えることにもつながると思いますので、その要望が1つございます。教室をふやすそのめどといいますか、どんな、どれくらい、今年度中にはどれくらいにするとかそういうめどがありましたら教えてください。

○長田健康課長

24年度のほうにつきましては、震災前に戻るように努力を今現在進めている状況でございます。23年度のほうにつきましては、やはり震災で公民館等が使えなかった、文化センター等が使えなかったという部分がありますので、開始時期も遅れましたし、なかなか教室への参加勧奨という形ですかね、こちらのほうに参加していただくような部分の勧奨等のようなこともなかなかちょっとできかねたということで、23年度は大分参加者数が減ってまいりました。25年度以降につきましても、できる限り教室の開催数がふえるような形で努力していきたいと考えております。

○戸津川委員

ぜひその方向でお願いしたいと思います。ここに二次予防のこの手段のところにも何度かこの地域包括支援センターという言葉は出てきまして、私は何回か質問させていただいたこともあるのですが、地域包括支援センターそのもののそのいらっしゃるスタッフに対して、それを支援する人たちの人数は余りにも課題になっているのではないかという心配をいつも思っております。この人数で果たしてこの人数の高齢者をカバーできるのだろうかという、そういう心配を常々持っているのですが、今の地域包括支援センターの人数というものが国の基準を満たしているのかというところが一つ懸念されますが、いかがでしょうか。

○松岡介護福祉課長

御質問の件でございますが、国ではある程度人数に応じて3職種と言われます社会福祉士、それから主任ケアマネージャー、保健師ということの配置をしておりますが、多賀城は国の基準を増してよりきめ細かくということで、国の基準よりはぐっと人数を狭めて3職種、あるいは場合によっては4人という形で人数をふやして配置してございます。

○戸津川委員

ありがとうございます。それで一安心でございますが。

もう1つですね、厚かましいお願いといえますか。私、今3カ所しかその包括支援センターがないということで、まあ多賀城市は狭いのだからと言われるかもしれませんが、私はやっぱりちょっと今考えると桜木とかあっちあたりの人たちをカバーするのが、今のこの3カ所の東部と西部と中央で果たしてどうなのかなということを考えているのですけれども、そういう包括支援センターをさらにふやしていくというような考えはないのでしょうか。

○松岡介護福祉課長

包括支援センターはこの事業報告にも載せさせていただいたように、非常に地域に密着して定着して活動、相談、そういったものも広げている状況の中で、やはり今お話したようにスタッフについても国の基準を上回る形で配置をしておりますし、箇所数についても今後の高齢者数の増加などを見ながらやはり考えていくということについては認識はしてございます。

○戸津川委員

ぜひですね、そういうセンターの箇所をふやすということも頭に入れていただきたいと思えます。地域の人たちがこの包括支援センターから来てくださる人たちのことを本当に心待ちにしているといえますか、頼りにしながら待っていらっしゃる高齢者の方、何人も存じておましてそういう人たちにとっては何ていいますか本当にこう、私はもっともっとスタッフがいてもっとそういう声かけられる高齢者がたくさんいればいいなということなどを常々思っておりましたので、ぜひ拡充の方向で検討をお願いしたいと思います。以上です。

○竹谷委員

197ページの地域包括支援センターの管理運営の件ですが、西部と東部、それぞれ委託していますよね。その活動の内容なんかはどういうふうに精査しておられますか。

○松岡介護福祉課長

今3カ所ございます包括支援センターには全て委託をしてございまして、活動の内容主なものといたしましては、やはり相談事業、それから先ほどの健康予防のケアマネジメント二次予防に関する事業であったり、あるいはその権利擁護に関する相談も含めての権利擁護事業、それから要支援者、ケアプランの作成等々が主な活動ということでしてございます。

○竹谷委員

それはわかっています。中央支援センターのやつは、実は委託先が福祉協議会ですから。福祉協議会の議案書を参考資料でいただきました。その中に記入されております。あと2

つのやつの委託の関係については、決算では全然出てこない。そういう資料はどこ、あなたのところへ行けばいただけるのですか。

○松岡介護福祉課長

包括支援センターについては、介護福祉課が所管でございますので。はい。

○竹谷委員

なぜ私が聞いたかと言うと、この高齢者のみの世帯を訪問 3,100 と書いていますが、中央のほうは訪問は別ですけれども来所もありますけれども、そういう支援業務は 3,132 件やっていますよという報告を出されている、中央の。それには訪問活動が、訪問で行ったのが 1,355 件ありますよというふうに福祉協議会の 23 年度の業務報告ではそのようになっています。ですから、少なくともある意味ではこの包括センターに委託している内容ですから、大まかな分でもいいですからわかるようにしておかなければいけないのではないかと。そうでないとこの施設が果たして適切なのか適切でないのかという判断ができないという状況になるのではないかと。だから資料請求をしていなかったのも、あとは言えないのですが、少なくともそのような施設が判断できるような資料をここに掲載しておかないと、この活動主要成果指針、事業の真意というものについての確認が不可能だというふうに思うのですけれども。そういう意味では、もうちょっとこの施設が裏づけされるような資料を掲載することが大事じゃないかと思うのですけれども、いかがですか。

○松岡介護福祉課長

今のお話のとおり、次年度の資料作成に向けまして具体的な活動内容が見えるような資料作成を検討したいと思います。

○竹谷委員

なぜそれを聞いたかと言うと、一応包括センターは職員体制が 4 名でやられていると。それで、この中で対象がどれだけあるのかというのを一つの目安にしなければいけない。ですからこれであらわれてこないのですよ、この資料をもらわない限り。中央が 4 名の職員体制でこれだけの活動をしている。じゃあ西部と東部はどういう体制でどういうふうになっているのか。その辺がやっぱり決算ですから、明らかにしておかないと。いわば委託費が妥当性があるのかどうなのかという問題も出てくるのじゃないかというふうに思いますので。それだけはここで要求してもしょうがない、指摘をしておきたいと思います。ぜひ 24 年度からはそういう施設が裏づけされるようなものを、ひとつつけ加えていただきたいというふうにと思いますが、いかがでしょうか。

○松岡介護福祉課長

来年の資料に向けて、内容を精査したいと思います。

○佐藤委員

介護福祉高齢者福祉全体のことになるかと思いますが。健康遊具の設置のことについて伺いたいと思います。たしか現在まで 2 カ所の公園に多賀城では設置されているかと思うのですが。この間も言いましたけれども、この間私たち文教厚生で神戸方面に視察に行ったときに芦屋にもお邪魔をしたのです。そうしたら芦屋で、何かそういう観点では視察の項目に入っていなかったのですが、健康遊具が 100 何基ぐらい取り付けられる状況の公園には全て取り付けられているということが、パンフレットいただきましてね、後で課長には持ってきますけれど。早く持ってくればよかったのですが、忘れていました。それで、

100基以上つけられているのですよ。33カ所の公園に。それで、いろいろとこっちの情報を知ると結構高いものだというようなお話もあったのですが、見るとさまざまな形のタイプの健康遊具があるようでございます。ぜひ2つなんだっけ、年1回でも続けていってくださっていることは大変ありがたいというふうに思うのですが。できれば2カ所とか、3カ所までには、までにいくかどうかはわかりませんが1年に数カ所の設置台数をふやしていただけないものかなという、検討していただきたいというお願いなのですが。

○松岡介護福祉課長

御質問の健康遊具につきましては、高齢者の方々の自宅への閉じこもり予防、外に出て体を動かしていただくということを目的に設置をしております。昨年は高橋の小深町公園に設置をさせていただきました。設置する用具によりまして公園の広さであったりとか、そういったものを見ながら建設部のほうに依頼をしまして設置をしておりますが、そういったことも含めて建設部と協議してまいりたいと思います。

○佐藤委員

1つ当たり結構高額なものであるというお話もあったのですが、つぼ押しベンチなんかというのがありまして、ベンチにつぼがついていて寄りかかるとつぼが押せるような、そういうようなベンチとかいろいろあるのです。後でお見せしますが。そんなに高価なものでもない、100万も200万もするのかなというふうな感じもするようなものもあるので、ぜひ検討していただいて取り付けられる金額の幅の中で、場所を広げていただいてぜひ幅広い元気な高齢な方の健康維持のための一つの施策にさせていただきたいと思います。ちなみに芦屋では、3カ所の公園を介護予防の拠点公園という位置づけもしているようです。ですからそういうところには集中、一定の大きさがあるのだと思うのですが集中的にその遊具を置きながら健康づくりに寄与するような公園の設置状況を考えているというようなことでございます。ことは終わったのですが、今のところ西部地域に設置が、ちょっと今ね2カ所、公園の広さにもよりますが、ぜひバランスよくこれから配置をしていただきたいというふうに思うのですが。

○松岡介護福祉課長

お話ございましたように、公園の今お話し申し上げました公園の広さ、設置する器具の状況、それからあとは地域的なもの、そういったものを建設部のほうと協議しながら進めてまいりたいと思います。

○深谷委員長

以上で質疑を終結いたします。

- 下水道事業特別会計（歳入歳出説明・質疑）

○深谷委員長

次に、平成23年度多賀城市下水道事業特別会計決算について説明を求めます。下水道課長。

○鈴木建設部次長（下水道担当）（兼）下水道課長

それでは、下水道事業特別会計の決算関係について御説明をさせていただきます。

資料7の1、58ページをお開き願います。

9、下水道事業特別会計の決算をご報告申し上げます。

まず歳入でございます。平成 23 年決算 A の下段、歳入合計欄をごらんいただきたいとおもいます。

歳入決算額は 38 億 185 万 7,275 円でございます。前年度決算額と比較いたしまして、7 億 9,197 万 4,475 円の増額でございます。

次に、歳出でございます。平成 23 年度決算額、B 欄をお願いいたします。歳出合計欄をごらんいただきたいと思えます。歳出決算額は、35 億 5,771 万 6,654 円でございます。前年度決算額と比較いたしまして、6 億 6,104 万 7,813 円の増額でございます。歳入歳出増額の要因は、東日本大震災による災害復旧によるものでございます。

次のページ、59 ページをお願いいたします。

これは、下水道特別会計の雨水事業分でございます。決算の概要につきましては、記載のとおりでございます。

次のページをお願いいたします。60 ページでございます。

これは、下水道特別会計の汚水分でございます。決算の概要につきましては、記載のとおりでございます。

次のページをお願いいたします。61 ページでございます。

これは、過去 5 年の下水道事業の歳出決算額をその費目別にあらわしたものでございます。概要につきましては、記載のとおりでございます。

次のページをお願いいたします。62 ページでございます。

これは、下水道使用料で賄う費用と下水道使用料収入額の過去 5 年の推移でございます。平成 22 年度は 2 年間の消費税特例免除期間が終了し納税義務が発生した関係で下水道使用料で賄うべき汚水事業維持費が増大しております。平成 22 年度までは下水道使用料で賄うべき汚水事業公債費は年々減少しておりました。このことにより使用料回収率は 88% となり、年々向上してまいりました。しかし、東日本大震災に伴い災害復旧事業により被災施設借換債の活用などによって公債費が一時的に増加したこと及び震災により下水道使用料収入額が減収したことにより使用料回収率は 60.4% となったものでございます。

恐れ入ります、1 ページ飛びまして 64 ページをお願いいたします。64 ページでございます。

上段の表（イ）汚水費用構成及び汚水処理原価調べ及び下段の表（ウ）雨水費用構成調べでございます。両事業とも震災により維持費及び公債費の増加により、22 年度と比較いたしまして汚水処理原価及び雨水維持単価が上がっていることが御理解いただけると存じます。

恐れ入ります、1 ページ戻りまして 63 ページをお願いいたします。63 ページでございます。

この表は（ア）業務比較表でございます。現状分析につきましては、記載されておりますので省略させていただきますが、汚水事業につきましては震災の影響により汚水処理原価が大きく上昇しております。これは災害復旧事業費による一時的なものと考えております。今後災害復旧復興事業が推進いたしまして住宅や企業が再検査で震災前の水準に戻れ

ば、汚水処理原価は従来の数値に下降するものと考えております。しかしながら現時点におきまして、復旧復興速度を予測することは極めて困難な状況であると考えております。

次に、雨水事業につきましては整備率 50%に満たない状況であり、昨年の台風 15 号で被害が発生している状況であることから復興交付金等によりまして雨水幹線及び雨水ポンプ場の整備を加速する必要があると考えております。また、汚水事業及び雨水事業の老朽化対策につきましては、現在中央ポンプ場の長寿命化に着手しておりますが、両事業施設の健全度に関する点検及び調査を実施し、下水道施設の長寿命化計画を策定し予防保全的な管理を行い、事故の未然防止及びライフサイクルコストの最小限化を図っていく必要があると考えております。

恐れ入ります、1 つ飛びまして 65 ページをお願いいたします。65 ページでございます。

(6) 下水道事業債の残高状況でございます。概要につきましては、記載のとおりでございます。

次に、恐れ入ります。112 ページをお願いいたします。

この表は、公共下水道施設の災害復旧事業でございます。上段のところに災害復旧延長約 7.2 キロ、マンホール復旧 650 カ所、ポンプ場ポンプ設備等復旧 11 カ所となっております。詳細につきましては、記載のとおりでございます。

次に、資料 7 の 2、129 ページをお願いいたします。129 ページでございます。

政策 1、安全で快適に暮らせるまち。施策 1、災害対策推進基本事業 4 治水対策の推進について御説明いたします。

まず初めに、八幡雨水幹線板柵修繕事業について御説明いたします。事務事業の開始背景根拠でございますが、八幡雨水幹線が板柵の劣化が進んでおり、平成 10 年度から事業を進めてまいりました。本水路は雨水幹線の計画がなされていることから、平成 24 年度の雨水計画の見直し後は計画断面に合わせた水路整備を推進してまいりたいと考えております。全体計画といたしましては、平成 10 年度から平成 14 年度まで板柵工法による修繕、平成 16 年度から平成 21 年度まで H 形鋼、コンクリートパネル工法による修繕、平成 22 年度は緩勾配のり面工法による修繕を行ってまいりました。

中段左側の対象意図の欄をごらん願います。八幡雨水幹線が良好な状態に維持されていることを狙いとして進めております。手段につきましては、対象延長 3.6 キロメートルの護岸修繕でございますが、平成 22 年度事業といたしまして両岸 440 メートルの護岸修繕を行いました。平成 23 年度は震災により未執行でございます。この事業の成果指標といたしまして、指標欄 F にお示しているように整備済延長となっております。本事業の取り組み評価といたしましては、下段の事業状況でございますように順調ではないと考えております。その理由といたしましては、震災による影響で被災箇所が拡大していることによるものでございます。今後の成果向上余地につきましては、記載のとおり向上余地は小でございます。なお、平成 23 年度の事業費につきましては、震災による工事損害金の支払いによるものでございます。

次のページをお願いいたします。

中央雨水ポンプ場長寿命化対策事業について御説明いたします。事務事業の開始背景根拠でございますが、中央雨水ポンプ場施設等につきましては設置後 44 年経過し、維持修繕費が増加傾向にありました。施設改修等に要する費用に補助対象とするためには長寿命化計画を策定する必要があることから、平成 23 年度から着手したものでございます。全体

計画といたしましては、平成 24 年度に中央雨水ポンプ場 3 号エンジン及びポンプの更新設計、平成 25 年度から 26 年度にエンジン及びポンプ設備等の更新を予定しております。

中段左側の対象意図の欄をごらん願います。本事業は、中央雨水ポンプ場の設備が更新及び長寿命化され円滑に機能をすることを狙いとして進めております。手段につきましては、中央雨水ポンプ場の施設等に設置してあるポンプ設備等の長寿命化計画を策定しております。対象につきましては、記載のとおりでございます。この事業の成果指標といたしましては、指標 F にお示ししているように更新済みの雨水ポンプ施設の数となっております。本事業の取り組み評価といたしましては、下段の事業状況にございますように順調と考えております。その理由といたしましては、平成 23 年度に長寿命化計画の策定が完了したことによるものでございます。今後の成果向上余地につきましては、記載のとおり向上余地は小でございます。

以上で、下水道特別会計の説明とさせていただきます。

○深谷委員長

以上で説明を終わります。

これより、歳入歳出一括質疑に入ります。藤原委員。

○藤原委員

去年は 9 月 11 日に市会議員の選挙がございまして、10 日後に台風 15 号の水害がありまして、9 月 22 日が初議会で板橋さんが議長に就任をされた。あしたで 1 周年になるのですが。それはともかくですね、けさ起きたときに、きょうは何日だと、ああ 21 だと。じゃあ 9.21 水害から 1 年だなどというふうに改めて思いました。それで、多賀城市にとって 9.21 水害は決して小さい出来事ではなかったというふうに私は思っているのですが、皆さんの御認識を御説明いただきたいと思っております。

○鈴木建設部次長（下水道担当）（兼）下水道課長

私も大きいものだったと認識しております。

○藤原委員

議会の事務局から説明資料をいただいたら、20 日の 9 時から 22 日の 0 時まで 310 ミリの雨が降って、1 時間の最大雨量は 49 ミリだったと。床上床下合わせると世帯数で 320 世帯が被害に遭っています。ところがですね、今度の報告書の中には、先ほど次長のほうからは口頭で 9.21 水害の話はあったのですけれども、文章としては文字としては一言も出てこないのですよ、どこを探しても出てこない、今度の報告書に。何でそういうふうになっちゃったのかなというふうに思うのですけれど、その辺。私下水道課だけの問題じゃないような気がするのだけれども、まず何でこうなっちゃったのかということなのですが。

○鈴木建設部次長（下水道担当）（兼）下水道課長

実際に事務事業評価につきましては、今回全ての事業ということではございませんが抜粋して上げさせていただいている関係上、その事務事業の中にはそういった記載するところがなかったということが正直なところでございます。しかしながら、私も大きい問題だというふうに認識をしております関係上、口頭ではございましたけれどもその水害の関係を上げさせていただいたことと、今後その復興交付金におきまして整備を加速していきたいというふうなお話をさせていただいたところでございます。

○藤原委員

何ていうか、その様式にあわせて報告しようとするために、こういう重要なことも落とされてしまったのではないかという気がするのですけれど、そういうことはないですか。そもそも報告する必要性を感じなかったということなのか。今までだったらこういうことはないと思うのですよね、今までの説明書だったらやはりその320世帯も被害が遭ったことがあってですよ。それで予算的にはそんなに、まあこれに関して出ているということではないかもしれない、それはね。避難所をつくって開設しなきゃいけないというような状況でもなかったような感じなので。ただその出来事としては多賀城にしてみると、改めて雨水対策は引き続き多賀城の重要課題なんだなということを感じ知らされたそういう日だったわけですよ。そういう水害だったわけですよ。だからそういうのが1年間のまとめのときの文書に文字として1文字も出てこないというのは、ちょっと私は、私も余りけさ気がついたのででかいことは言えないのだけれど、ちょっとこれでいいのだろうかという疑問を持ってしまったのですけれども。いかがなものですかね。

○鈴木建設部次長（下水道担当）（兼）下水道課長

文字ということにつきましては、実際に雨水の整備の部分に、整備のパーセントということでは触れさせてはいただいておりますが。去年のその台風による被害が大きかったとか、この欄にもしかすると入れるのも適切だったのかなというような気はしております。

○藤原委員

物事には量と質というのが必ずあって、量だけの世界というのは数学だけの世界なのですけれどもね、必ず量と質があるのですよ。だから、その量だけ着目して、金がかかっていないから注目しなくてもいいということには私はならないと思うのですね。お金がかかっていなくても質的に非常に重要なことというのは必ずあるんだというふうに思うのですよ。そういう意味では、やはり振り返ってみてあれは非常に大きな、多賀城にとって非常に大きな問題だったというふうなことがあればですよ、お金がかかっていないにしてもそれはやっぱりきちんと振りかえって、それなりの総括をするということが必要だと思うので、来年以降については御検討いただきたいと思います。

それから、例えば留ヶ谷の赤旗出張所も床上浸水になったのですよ。それでありがたいことに多賀城市から見舞金をいただいたのです。幾らもらったか忘れたのだけれども。それも全然、どこにも出てこないのね。私は、これは下水道課の問題じゃないのかもしれないけれども、その住民とのこの接点の関係から言うと、床上浸水が何件あって、その何件に見舞金を出しましたというふうなことは非常に大きなことではないのかと。けれど、それもどこ見ても全然出てこないですよ。どこに記してあるのかちょっと、御説明をお願いしたいのですけれども。

○紺野保健福祉部次長（兼）社会福祉課長

台風15号関係につきましては、お見舞金という形で床上浸水等されたご家庭に1件5万円ということで支給をいたしました。12月の補正で一応100件ほど見込みましたが、結果としては76件で予算的には380万円の執行ということでございます。それで、今回のこの報告書に載っていないのかということでございますが、私どものほうでこの報告事項ということで選択した際に、災害3.11のほうに今どちらかといえば目が行って、なお通常業務としては生活保護であったり太陽の家の関係であったりという、これまでも御報告申し上げてきたようなものを中心にチョイスしたので、報告のほうから漏れてしまったというふうに考えてございます。

○藤原委員

これもめったにあることじゃないので、金額的にはそう大した金額ではないのだけれども、次回以降の報告ではちょっと考えていただきたいなと思います。

それから、私がこの9.21水害で大変ショックだったのは、これまでも何度も言ってきましたが、八幡排水区はほぼポンプ場も水路も完成していたと、にもかかわらず栄や桜木の2丁目で非常に多くの被害が出たのは、これが非常にショックだったのですよ、私は。それでいろいろ突きとめていったら、高橋雨水幹線や六貫田の水が流れ込んでいたというのはわかりました。これは皆さん、それが被害を増幅したというのは既に認めていらっしゃるのですけれども。それはどの程度是正をしたのかということなのですが。

○鈴木建設部次長（下水道担当）（兼）下水道課長

私に来てから、私も現場のほうを見させていただきまして早速、とりあえずその応急措置ではございますが大型土のう、通称トンパックと言いますが、そちらのほうで八幡側に行かないような対応をさせていただいております。あとその件につきましては、建設水道常任委員会の皆様にも御視察をしていただいたところでございます。あと、現在はきちんとしたそういったその仮設のふたではなくて、きちんとした開口部にふたをする工事を発注してございまして、現在そのふたをする部分の加工の品物といいますか、部品の加工製作に取りかかっている状況でございまして、その製作が震災の影響で若干当初私が見込んでいたよりも遅れておりまして、今月いっぱいその製作が完了するという予定になってございます。それで10月には現地の取りつけが開始をするというような予定になってございます。

○藤原委員

この問題では、前の部長との間で、私の中で議論があったのですね。それで私は「すっかり塞いでいいんだ。そもそもその高橋のそれはみんな中野ポンプ場に持っていく計算で水路もポンプ場もつくられている」と。だから全部塞いでいいんだというのが私の意見だったのです。だけれども、前の部長は「いやいや、中野ポンプ場がもし稼働しないときがあったりすると桜木のほうに回してやらざるを得ないときもあるかもしれないので、一部は開けておくんだ」と。可動式にするんだというような間で、ちょっと前の部長と私の中で議論があったのですね。その問題については、その件については、どういう結論を出されたのですか。

○鈴木建設部次長（下水道担当）（兼）下水道課長

そういった申し送りがございまして、一部分開口できるように、簡単に言えばゲートをつけて、通常は閉めておきますがそういった有事の段階で開けることも可能であるような施設として現在進めているところでございます。

○藤原委員

私はすっかり塞いでいいという見解なのですよ。なぜかと。多賀城市の中で、最もその水害に今は弱い地域と言ったらいいか、それは桜木の2丁目と栄なのですよ。そこにわざわざ水を流してやることはない、一番弱いところに。そういう工事にするとお金もかかるでしょう。すっかり塞いでしまうのと、例えばまあ6分の5なら6分5を塞いで残りの6分の1を可動式にするということだよ。開けたり閉めたりね。そういうふうにするとお金もかかると思うのですよ。私はすっかり塞いでいいのではないかと思うのだけれど、どうなのですかね。

○鈴木建設部次長（下水道担当）（兼）下水道課長

前の部長とのその議論の中にもあったと思うのですが、実際にその仙台市の中野ポンプ場そのものが5基までポンプを設置するというふうな計画がございますが、現在のところまだ3基ということでございます。その関係上、実際にその雨水の処理の考え方とすれば、当然その計画の処理エリアから流すべきであるのは私もそのように思っております。しかしながら、中野ポンプ場そのものの台数が100%に至っていないというふうなことを考えれば、また高橋地区の雨水をスムーズに中野で100%の能力を発揮できるような状態になるのが一番望ましいと私も思っております。仙台市のほうには実際に中野ポンプ場の設置について働きかけをいたしまして仙台市下水道課のほうに出向きまして協議をさせていただいて、実際に来年度においてポンプ1台増設をするということに現在なっております。1台を増設しても、それでもまだ100%にはなっていないと。そういったことを考えれば、丸っきり塞いで可能性をなくすという方法も選択肢としてあるとは思っておりますが、前の部長からのいろいろ引き継ぎであったり協議をさせていただいた中で開けられるようにする、確かに費用は若干余分にかかりますが、それが一番いい選択肢であるというふうな判断をして行っているところでございます。

○藤原委員

前の部長と議論したときに、私は紹介しているのですけれど。中野ポンプ場は、たしか管理センターがあって、その管理センターが仙台市内のポンプ管理をやっているのだそうですね。その管理センターの所長と私2回話しているのですよ。その所長が言うにはですよ、今3台あるのだけれど、3台動かしたことはないんだと。2台で間に合っているんだと。だからポンプつける必要ないんだと。そういう見解でしたよ、中野ポンプ場の管理責任者は。だから、今回1台増設してもらったことになったというのは、それはそれでいいことではあるけれども。何でじゃあ2台でいいんだという認識を仙台で持つのかということ、それは流してやらないからなんですよ、多賀城が。桜木のほうにどんどん流してやってるでしょう、本来中野のほうに流すべきものを、3分の1だか半分だかわからないのだけれども桜木のほうに流しちゃっているから、中野ポンプ場に行かないわけですよ。だから中野ポンプ場では、来るか来ると構えていても2台で間に合うんだと、だからつける必要ないんだと。3台でまだ余裕があると。こういう認識なんですよ、仙台は。だからこれは当たり前なのです。それはどこに問題があるか。多賀城が流してやらないからなのです、それは。だからどんどん中野に流してやらないと、仙台のほうはポンプ増設する必要性を感じないのですよ。だからそこを、多賀城サイドとしては脱却しないとだめなのです。そこから抜け出ないと、中野ポンプ場本当に増設しなきゃいけないというふうにならないのだから。私はやっぱり仙台の中野ポンプ場自身が「ああ、やっぱり3台じゃ足りない、4台で足りない」というふうな状況にしてやらないと。それをね、一番ひどいところに流してやってですよ。仙台はいらないんだというふうな状況しておくのはね、私はやっぱりまずいと思いますよ。だから、多分発注をして部品が出てくる状況になっているんだろうから、私が言ったことは無視されることになるのだろうけれど。そういうふうな状況にしたとしてもですよ、やはり桜木に開けて流してやったりなんてしないで、やっぱりどんどん私は中野ポンプ場のほうに流してやるべきだと思いますよ。その点について、ちょっと認識を御回答いただきたいのですが。

○鈴木建設部次長（下水道担当）（兼）下水道課長

私も全く委員と同じ考えでございます。その高橋の水を流す、全くその処理のエリアを変えて流すというふうなことは考えておりません。その関係で、早急に大型土のうも置かせていただいたということ。あとは、きちんと中野ポンプ場で処理をしてもらうよう仙

台に働きかけをして、その増設まで協議が今整ってきたという状況なので、その辺については御理解いただければというふうに思います。

○藤原委員

最後に1つだけ。高橋雨水幹線、六貫田雨水幹線の東側の側面を開けっ放しにしておいて、桜木のほうにどんどん流してやったということについては申しわけなかったと反省はしているのでしょうか。

○鈴木建設部次長（下水道担当）（兼）下水道課長

なかなか私、4月からなものですからちょっとコメント厳しいですが。処理分区を変えて流すべきではないと、私も思っているところでございます。

○深谷委員長

その他は、なし。

これをもって一般会計及び各特別会計決算の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○深谷委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第78号 平成23年度多賀城市一般会計決算及び各特別会計決算の認定についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○深谷委員長

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

ここで休憩といたします。再開は、2時5分。

午後1時50分 休憩

午後2時05分 開議

○深谷委員長

全員おそろいですので、再開いたします。

● 議案第79号 平成23年度多賀城市水道事業会計決算の認定について

○深谷委員長

次に、議案第 79 号 平成 23 年度多賀城市水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

それでは、収入、支出一括説明を求めます。上水道部次長。

○櫻井上水道部次長(兼)管理課長

それでは、水道事業会計について説明をさせていただきます。

資料 7-1 の 66 ページをお開き願います。

10、水道事業会計の決算、平成 23 年度損益計算書の前年度比較表であります。消費税等抜きでございます。

平成 23 年度は、下から 3 段目、純損失が 1 億 691 万 2,807 円で、平成 22 年度と比較しますと、右側下から 3 段目、3 億 4,035 万 8,499 円の減収となっております。

当年度純損失 1 億 691 万 2,807 円に前年度からの繰越利益剰余金 3 億 957 万 304 円で補い、当年度未処分利益剰余金は 2 億 265 万 7,497 円となるものであります。

これは、表の上から 2 段目右側、東日本大震災による給水収益 3 億 2,658 万 8,440 円の減収が主な要因であります。

次の 67 ページは、平成 23 年度貸借対照表の前年度比較表であります。

本来、貸借対照表については、左側は資産の部、右側は負債・資本が表示とされているものでありますが、資料作成上、1 ページとなっております。

初めに資産の部ですが、固定資産のうち有形固定資産では、配水管布設がえ等に伴う構築物の除却に伴い、前年度より約 5,100 万円減少し、流動資産では現金預金で約 2 億 3,000 万円の減少、未収金で約 7,400 万円の減少となりました。

資産合計で 100 億 623 万 517 円、対前年度比較 3 億 5,424 万 2,138 円減少となっております。

次に負債の部、固定負債のうち企業債 810 万円につきましては、収益的支出の災害復旧費の財源としての借入額を固定負債として計上したものです。

資本の部、資本金のうち、組入資本金 2 億 6,351 万 8,335 円の増額につきましては、4 条予算の補填財源として減債積立金の組み入れによるものであります。

なお、資本の部のうち自己資本金と組入資本金、剰余金が自己資本で、自己資本構成比率は 55.03%となり、前年度より 0.82 ポイント向上しております。

平成 23 年度欄、下から 3 段目にある利益剰余金 5 億 1,230 万 4,957 円は、平成 23 年度純損失の補填や 4 条予算の補填財源として、減債積立金の取り崩し等に伴い、前年度から約 3 億 7,043 万円ほど減少しております。

なお、貸借対照表の内訳につきましては、資料 7-2 の 318 ページから 320 ページに記載しておりますので、後ほど御参考にしていただければと思います。

続きまして、平成 23 年度多賀城市水道事業決算概要について報告させていただきますので、資料 5 の 71 ページと資料 7-1 の 68 ページをお開き願います。

資料 5 の 71 ページ、平成 23 年度多賀城市水道事業報告書に基づきながら説明させていただきますが、(イ)の給水状況、(ハ)の財政状況につきましては、資料 7-1 の 68 ページで説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

資料 7-1 の 68 ページで説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

資料 7-1、68 ページの上の表、業務比較表をお願いします。

資料 7-1、68 ページ業務比較表でございます。平成 23 年度の欄で上から 3 段目、給水人口ですが、平成 23 年度末で 5 万 4,980 人で前年度より 1,167 人の減となっております。給水戸数は 2 万 1,861 戸で 402 戸の減となっており、普及率は 99.99%、未給水戸数は 1 世帯、4 人でございます。

次に、年間総配水量でございますが、556 万 9,708 立方メートル、対前年度比で 6.97%、41 万 7,637 立方メートルの減少となっております。1 日平均配水量は 1 万 5,218 立方メートルで 1,180 立方メートルの減少、1 日最大配水量は 1 万 9,898 立方メートルで 1,053 立方メートルの減少でございます。年間総有収水量につきましては、469 万 3,905 立方メートルで、対前年度比で 18.63%、107 万 5,278 立方メートルの減少となっております。

次に、有収率でございますが 84.28%で 12.08 ポイント減少となっております。これは、東日本大震災による影響であります。

職員数は 27 名でございますが、前年度末より 1 名の増員となっております。

次に、供給単価は 290 円 77 銭で 2 円 42 銭の減、給水原価は 346 円 16 銭で 64 円 51 銭の増でございます。

次に、仙南仙塩広域水道受水費と仙台分水受水費の単価でございますが、広域水道受水費は 124 円 30 銭で、昨年度と比較して 6 円 73 銭の減、これは東日本大震災に伴い 1 カ月分の基本料金及び責任水量に到達していない分の使用料金が減免になったことによるものでございます。なお、仙台分水は 165 円 55 銭で 35 円 36 銭の増加となっております。

続きまして下の表、費用構成及び給水原価調べについて説明させていただきます。

金額については、消費税等抜きで表記してございます。

平成 23 年度費用の合計は、表の一番下になりますが 16 億 2,482 万 6,955 円で、前年度と比較しますと 8 万 3,662 円の減額となっております。減額の主なものは受水費で 2,602 万 9,425 円でございます。支払利息では償還年数の経過によるもので 511 万 7,477 円の減額となっております。

一方、増額の主なものは修繕費で 4,067 万 5,810 円の増額となっております。これは、震災による施設や排水環境の復旧修繕によるものでございます。

69 ページをお願いします。

平成 23 年度多賀城市水道事業会計決算一覧表について御説明いたします。

上の段の収益的収支でございますが、収入 15 億 1,834 万 5,601 円、支出 16 億 2,525 万 8,408 円となっております。収支差引で 1 億 691 万 2,807 円の当年度純損失が生じました。これに前年度繰越利益剰余金 3 億 957 万 304 円で補い、当年度末処分利益剰余金は 2 億 265 万 7,497 円となりました。

その下、資本的収支でございますが、収入 1 億 3,951 万 8,077 円、支出 5 億 8,129 万 2,798 円で、差し引きで 4 億 4,177 万 4,721 円の不足となっております。なお、資本的収入のうち水資源開発負担金 233 万 1,126 円については、別途積み立ていたしますので実質の不足額は 4 億 4,410 万 5,847 円となり、これを補填する財源といたしまして備考欄に記載しておりますとおり当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,188 万 7,531 円、当年度損益勘定留保資金 1 億 6,869 万 9,981 円、減債積立金 2 億 6,351 万 8,335 円で補填しております。

70 ページをお開き願います。

平成 23 年度比較損益計算書でございます。当初予算額と決算額とを各科目ごとに比較しております。太枠で囲まれた部分が決算額でございます。

まず、右側の貸方の下から 3 段目、収益的収入 15 億 1,834 万 5,601 円、次に左側、借方の決算額欄の一番下の合計欄が収益的支出 16 億 2,525 万 8,408 円で、当年度収支で右側の貸方下から 2 段目純損失 1 億 691 万 2,807 円となりました。このため、借方当初予算額の下から 2 番目の純利益 1 億 5,914 万 3,000 円に対して、貸方の決算額下から 2 段目の純損失 1 億 691 万 2,807 円と比較しまして、2 億 6,605 万 5,807 円の減となりました。なお、主な増減理由については記載のとおりとなっております。

次の 71 ページは、最終予算額と決算額との比較となっております。主な増減については記載のとおりでございます。

ここで恐れ入りますが、資料 5 の 71 ページにお戻りください。

(□) 建設改良事業をごらんください。

建設改良事業につきましては、配水管整備工事で 9 件、2 億 2,227 万 7,000 円。配水管改良事業では配水管改良や災害復旧工事などに 13 件で 3,175 万 4,000 円を支出いたしました。そのほか量水器備品購入に 85 万 7,000 円を支出しております。なお、24 年度へ配水管改良工事等 3 件を繰り越ししております。

次に、下から 4 段目に記載しておりますが、消費税でございます。総収入における仮受消費税及び地方消費税 7,141 万 3,000 円に対し、総支出における仮払消費税及び地方消費税が 6,246 万 9,000 円で、これを控除した 894 万 4,000 円を納付しております。

次のページをお願いします。

72 ページ、金額は消費税抜きとなっております。

本年度は、震災により水道料金を減免したことや、大口需要者の減少などに伴い、水道事業収益の大半を占める給水収益が対前年度比 3 億 2,658 万 8,000 円、19.31%の大幅な減となりました。さらに、加入金などの減少により営業収益全体では対前年度比 18.82%の減収となりました。

また、営業外収益につきましては、災害復旧事業などに係る国庫及び一般会計補助で増収となりましたが、高料金対策補助金の減収により 1,904 万 7,000 円、19.32%の減となり、事業収益全体では 18.30%の減収となりました。

一方、事業費用では、営業費用で増額となりましたが、企業債利息の減により費用全体では対前年度比 0.02%の微増となり 1 億 691 万 3,000 円の純損失となりました。

東日本大震災の影響により水需要は引き続き低迷し減収が生じている状況であります。今後も需要の動向等を見きわめながら、平成 23 年度に作成した多賀城水道ビジョンに基づき、安全で安定した水を供給するため経営基盤の強化や災害にも強い水道づくりに取り組む所存であります。

以上が平成 23 年度の水道事業の概要でございます。

次に、収益費用明細書について説明申し上げますので、81 ページをお願いします。

主なものについてのみ説明させていただきます。

金額は消費税抜きとなっております。

まず、水道事業収益から説明申し上げます。

水道事業収益の合計は 15 億 1,834 万 5,601 円となっております。営業収益の水道料金で 13 億 6,485 万 7,630 円、これは年間有収水量 469 万 3,905 立方メートルに供給単価 290 円 77 銭を乗じたものでございます。

次に、加入金 1,864 万 5,000 円は、新設 112 件、増径等 45 件、合計 157 件分等でございます。

2、七つほど下にいったところに下水道負担金 4,089 万 4,351 円は、下水道料金徴収に伴う負担金 20 万 7,339 件分でございます。

次に、営業外収益でございますが、受取利息配当金は、資金運用に伴います利息 58 万 8,799 円でございます。

次に、他会計補助金 2,434 万 3,000 円は、高料金対策に伴う一般会計からの補助金でございます。

次の他会計負担金 359 万 4,208 円は、下水道事業会計で負担する庁舎の共通経費負担金等でございます。

補助金 4,953 万 5,280 円は、応急給水活動及び災害復旧事業に対する一般会計補助金 2,712 万 5,280 円、災害復旧事業に対する国庫補助金 2,241 万でございます。

特別利益 1,018 万 6,000 円は、新田簡易水道跡地売却に伴う売却益でございます。

以上で収益の説明を終わります。費用については工務課長から御説明申し上げます。

○庄司工務課長補佐

次のページ、82 ページをお開き願います。

費用について御説明を申し上げます。

水道事業費用合計で 16 億 2,525 万 8,408 円、営業費用で 15 億 1,919 万 353 円でございます。

初めに、原水及び浄水費で 9 億 483 万 1,745 円となっております。

主なものについて説明申し上げます。

給料から法定福利費は、職員 3 名分の人件費でございます。

中ほどの委託料は、末の松山浄水場運転管理等包括業務委託に要した費用となっております。

負担金は、仙台分水に係る釜房ダム設備負担金及び東日本大震災で被災を受けた多賀城分水所復旧工事負担金などがございます。

受水費は、仙台分水 133 万 9,489 立方メートル、広域水道 415 万 3,277 立方メートル、合わせまして 549 万 2,766 立方メートル分の受水費となります。

次に、配水費といたしまして 1 億 2,456 万 9,426 円でございます。給料から法定福利費までは、職員 8 名分の人件費でございます。

次のページ、83 ページの上から 3 行目、委託料でございますが、東日本大震災に伴う災害査定業務、津波地区漏水調査業務、各施設に要した委託業務 7 件からなる費用でございます。

修繕費は、森郷天の山配水池修繕、旧配水施設修繕 21 件、震災による旧排水施設修繕 6 件などの費用でございます。

次に、給水費で 2,247 万 7,880 円でございます。

委託料は、有効期限切れとなりました量水器 2,666 個の交換業務と夜間受付業務に要した費用などがございます。

材料費は、量水器の購入代などがございます。

業務費については、管理課長から御説明申し上げます。

○櫻井上水道部次長(兼)管理課長

続きまして、業務費ですが、9,420 万 8,144 円でございます。

主なものについて説明を申し上げます。

給料から報酬までは、職員 7 名分と非常勤職員 2 名分の人件費でございます。

次に、84 ページ。

委託料は、転入・転出に伴う開閉栓業務委託と納入通知書作成に係る委託料などがございます。

手数料は、メーター検針 17 名分の健診業務事務手数料、水道料金の口座振替とコンビニ振替手数料でございます。

次に、総係費の 9,749 万 370 円でございます。給料から法定福利費までは管理者ほか職員 7 名分の人件費でございます。

委託料は、庁舎維持管理の業務委託のほか、震災に伴う応急給水業務などがございます。

負担金、市の電算使用負担金や総務管理費負担金等がございます。

次に、減価償却費 2 億 6,083 万 1,799 円は、有形固定資産減価償却費でございます。

資産ごとの減価償却費の内訳につきましては、86 ページから 87 ページに記載してございますので、後ほど御参照願います。

資産減耗費 1,478 万 989 円は、固定資産除却費で配水管布設がえ等に伴うものでございます。

85 ページ、営業外費用 1 億 563 万 6,602 円は、企業債償還利息でございます。なお、平成 23 年度企業債の年度末残高は 42 億 5,465 万 2,924 円となっております。

次に、特別損失の 43 万 1,453 円でございますが、これは水道料金の不納欠損処分によるものでございます。なお、88 ページから 91 ページに企業債明細書がございますので、後ほど参考にしていただければと思います。

次に、主要な施策の 7 の 1 の 113 ページをお願いします。

7 の 1 の 113 ページ。震災関連事業の概要でございますが、水道事業会計において被災した上水道施設について、平成 23 年度において完了した補助及び単独の災害復旧事業の一覧でございます。

引き続き主要な施策の成果について、工務課長補佐から御説明を申し上げます。

○庄司工務課長補佐

恐れ入りますが、資料 7 の 2 の 161 ページをお開き願います。

資料 7 の 2 の 161 ページをお開き願います。

施策 1、安全で快適に暮らせる町の政策分野の施策 8、安全で安定した水の供給、基本事業 2、水道水の安定的な供給から 162 ページの配水管整備事業について御説明いたします。

左上の事務事業の開始背景根拠でございますが、本市の水道事業は昭和 26 年創設以来、本市の発展とともに取り組んでおります。その中で、配水管整備については阪神淡路大震災を教訓とし、今後発生が予想される災害による水道管の被害を未然に防ぐことが必要とされております。

次に、右の全体計画といたしましては、配水管整備事業において口径 75 ミリメートル以上は耐震管ダクタイル鋳鉄管を採用し、口径 50 ミリメートル以下は耐漏水性がすぐれたポリエチレン管二層管を採用することとしました。

中段左側の対象意図の欄をごらんいただきます。本事業は、配水管及び水道利用者を対象に配水管の耐震化を進めております。その狙いを達成するため、中段右の手段にございませうように、阪神淡路大震災を教訓とし、平成 11 年度から老朽配水管の布設がえ工事に際し口径 75 ミリメートル以上の管には耐震管ダクタイル鋳鉄管を採用し、平成 23 年度は 1,850 メートルの耐震管を敷設しております。

この事業の成果指標といたしましては、指標欄にお示ししているように F の耐震管整備済み延長、G の配水管耐震化率としております。この事業の成果については、成果指標欄のとおり平成 23 年度末で口径 75 ミリメートル以上の配水管総延長 18 万 5,500 メートルのうち 4 万 7,220 メートルを整備し、耐震化率 25.5%となっております。

本事業の取り組みの評価といたしましては、下段の事業状況にございませうように順調と考えております。この事由として、耐震化に布設がえした箇所については今回の東日本大震災において被害がなく、また漏水等の事故や苦情もありませんでした。

今後の成果向上余地につきましては、成果向上の欄に記載したとおり基本計画に基づき整備しており、大幅に事業を早めることはできないと考えております。

次に、164 ページをお開き願います。

施策 8、安全で安定した水の供給、基本事業 2、水道水の安定供給から配水管改良事業電気防食について御説明いたします。

左上の事務事業の開始背景根拠でございますが、配水池、水環境、鉄道軌条横断管等は漏水事故において甚大な被害や布設がえに多額の費用を要するため、腐食を未然に防ぐことが必要とされております。

次に、右の全体計画といたしましては、電気防食工事が必要な個所は調査の結果 23 カ所あり、平成 16 年度から計画的に実施しております。

中段左側の対象意図の欄をごらんいただきます。

本事業は、水環境、鉄道軌条横断管等及び水道利用者を対象に配水管の腐食等の進行を抑え、施設の長寿命化を図るとともに腐食による漏水事故を未然に防止するために実施しているものでございます。その狙いを達成するために、中段右の手段にございますように水道管の腐食等の進行を抑え、施設の延命化を図るため電気防食対策工事を実施し、平成 23 年度は 1 カ所、城南 1 丁目地内の東北本線横断管を施工しております。この事業の成果指標といたしましては、指標欄にお示ししているように F の電気防食整備率と G の腐食による漏水事故件数としております。この事業の成果については、成果指標欄のとおり電気防食対策 23 カ所のうち 16 カ所を実施済みで、整備率は 69.6%となっており腐食による漏水事故はありませんでした。

本事業の取り組みの評価といたしましては、下段の事業状況にございますように順調と考えております。その事由として、重要施設に位置づけている 23 カ所については、平成 23 年度で 16 カ所が施行済みとなっており、平成 26 年度で完了の予定であります。また、腐食による漏水事故もなく順調でございます。今後の成果向上余地につきましては、成果向上の欄に記載したとおり基本計画に基づき整備しており大幅に事業を早めることはできないと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○深谷委員長

以上で説明を終わります。

これより収入支出一括質疑に入ります。金野委員。

○金野委員

今次長、課長から説明を聞いて、平成 23 年度水道、あのときの発災当時管理人者以下職員一丸となって本当にお疲れ様でございました。私は 3 点質問いたします。

まず 1 点目は、水系分水について。2 点目は、資料ナンバー 5 のページ 71。そして 3 点目は鉛管について質問いたします。

きょう、東日本大震災の概要のやつネットを見て、水道のライフラインのところで 18 日一部地域の通水となっております。これについて、我が笠神のほうはどうかというと、仙南・仙塩広域水道は七ヶ宿ダムのほうから来るやつと、一方釜房ダムから来る仙台分

水、そしてまた仙台分水、この3つあたりがあるもので私たちの団地は18日通水したのですよ。周りのほうはやらなくて29日あたり。そういう関係で、ここのどういう起点になっているのか、それについて市民にもわかりやすく御説明願います。

○櫻井上水道部次長(兼)管理課長

まず本市の水源でございますけれども、ただいま申し上げましたように仙南・仙塩広域水道からの受水と、あと仙台分水、仙台市からの分水、あと自己水源の岡田水源、新田水源については現在休止しておりますので、今3つの水源が水系となっております。仙南・仙塩広域水道の受水につきましては、利府町の森郷配水池のところで受水しまして、きっちりバルブで切っているわけではございませんけれども、およそ国道を境に西側の地区については仙南・仙塩広域水道からの水によって給水されているエリアでございます。国道から西側、北に向かって左側と言ったらいいのですか、西部方面とかそちらについて。あともう1つ、仙台分水と自己水源の岡田水源につきましては、未の松山浄水場において岡田水源を浄水し、仙台分水と合わせて多賀城高校のところの天の山配水池というところに水を送りまして、国道から東側、仙台港寄り側を給水していると、エリアとしているというような状況でございます。それで災害時のときは、仙南・仙塩広域水道については2回ほど断水がありまして、まず1回目の3月11日から3月31日、4月1日の通水。あと2回目の4月7日の地震によりまして、13日から16日までの断水ということで、西部地区については国道から西側の方面につきましては2回断水というような内容でございますけれども、仙台分水と岡田水源につきましては、3月の18日から一部通水を始めてございます。国道から東側、仙台港寄り。大代方面等につきましては、丸山自衛隊のあたりから通水し始めたのですけれども、大代方面等につきましては3月の23日、29日あたりでほぼカバーしたというような状況でございます。ただ、国道から南側の仙台港、特に八幡、宮内地区、桜木地区につきましては、津波の被害が大きかったものですから瓦れきの撤去をさせていただきながら、バルブの場所を見つけて、バルブの開閉を確認しながら通水していったというような状況になってございます。

ですから、うちのほうは仙南・仙塩広域水道を受水地点とするエリアと、仙台分水と岡田水源を水源とするエリア、大きく分けると2つのエリアになってございまして、国道を境に左と右というような形になってございます。

○金野委員

国道というのは、次長言うのは45号線のことを言っているわけですね。

○櫻井上水道部次長(兼)管理課長

はい、国道45号線です。

○金野委員

わかりました。あと細部ですね、私個人で行きますので、そのエリアのもし地図があったらお願いします。

それでは次に、ナンバー5の71ページお願いします。

建設改良事業で、まず一番先にこの遠方監視装置システム、これは私常々森郷なんかの中でも防犯上必ず入れるべきだと言っておいたのですが、この遠方監視システムは、現在未の松山に入っているわけなのですよ。それに基づいて、どこどこが監視できるのか。その辺についてお伺いします。

○櫻井上水道部次長(兼)管理課長

末の松山浄水場遠方監視制御システム装置ですけれども、これは平成3年につくりつけまして、うちのほうの岡田水源への各井戸の運転されているとか、運転がとまっているとか、監視制御ですから見ると制御もできるようになってございます。あと岡田水源から集めた水は、岡田集水所というところに来ますけれども、そちらのほうの水位も監視できるようになってございます。あと、そのほか森郷配水池、天の山配水池、市川配水池の3つの配水池がございまして、そちらのほうの今現在水が何トン入って水位がどれくらいあるか、そういったことも監視できるようになってございますし、あと各配水池につきましては、緊急遮断弁を設けてございますので、強制の際はそちらも制御できるというような内容です。ただ通常一般的には、最終的には緊急遮断弁は手で最終的には閉めるというふうな考え方でやってございます。あと、高平減圧弁というのが高平の踏切のところにあるのですけれども、それらの水圧の制御もこちら末の松山で一括監視制御ができるような内容となっております。ですから、水道使用施設の主要な施設の監視制御が末の松山で一括でできるというような内容でございます。

○金野委員

大体おおよそでわかりました。ただ森郷は、常日頃私が言っているのは、暗視装置というかで必ず何カ所でも全部外柵を赤外線で行っているわけなのですよね。そして入り口もこのシステムで入り口のところは見れるわけなのですか。その暗視装置と入り口の開閉状況もこの本システムでは見れるということでしょうか。

○櫻井上水道部次長(兼)管理課長

森郷配水池だけでなく各施設に、先ほど言った監視装置をつけてございます。それでもし異常があれば、末の松山浄水場のほうと、あと守衛設備とかガードマンですね、そちらのほうにも連絡が行ってすぐ現場対応というふうなことになると思います。

○金野委員

はい、わかりました。

次、先ほどからダクティル管で16万4,000キロだかで行っているのですけれども、この進捗状況は今さっき説明あったのですけれども、今後このダクティル管というのはどうなのかな。耐震でもこの前7月ごろ庁舎の1階で、あれがダクティルと言うのか。そしてどういう効果があるのかと。そしてこれから16万5,000キロあるのだけれど、それを整備状況についてどのように計画されているかお願いします。

○櫻井上水道部次長(兼)管理課長

ダクティル管ですけれども、鑄造のその管種の種類なのですけれども。うちのほうは、それまでは塩ビ管とか鋼管とか、あと石綿セメント管とか、これ全国的にそうなので、すけれどもその時代時代によって出された管種を使ってまいりました。ダクティル管でも中に内面紛体、塗装のされていないやつのものがあったり。あとその継手構造が、いわゆる鎖構造継手と言いまして抜けない、耐震化されている。それは平成11年から耐震管の布設ということで、新しい更新事業に際しては全て耐震管でもって更新事業を行ってございます。また最近新たに管種の新しいタイプが出ましたので、そちらを採用しているということで、75ミリ以上のものについては全て耐震管を今後対応させていきたいというふうなことで考えてございます。ただ、先ほど来ありますけれども、まだまだ更新がありますので、管の耐用年数を40年ぐらいとしますとそれよりちょっとかかるのかなという感じがございます。

○金野委員

わかりました。では耐用年数に基づいて、逐次交換整備するということで。

次、鉛管使用なのですが、つい最近うちの団地で道路の工事やって支線の主管からメーターまでの管のやつでやっぱり鉛管が出たと。そういうことでちょっと確認します。主線からメーターまでのやつは自腹なのか市なのか。そしてまた鉛管の世帯数について把握していただければお願いします。

○櫻井上水道部次長(兼)管理課長

まず、うちのほうの水道の本管から各自が取り出したメーターまで、というか宅地内に取り出した管は個人の財産でございます。本管から宅内に引いた管は個人の財産でございます。メーターまで。だからうちのほうの水道管がありまして、そこから引くわけですが、その先は全部宅内メーター、蛇口までも全部個人の財産ということでございます。

あと、鉛管の件数でございますけれども、うちのほうでただいま配水管整備事業等によって、先ほど言ったのはその公道内の鉛管については交換するようにしてございます。今現在 23 年度末ですけれども、4,747 戸の鉛管の使用者がまだございますけれども、いずれ平成 23 年度においてもそうだったのですけれども、長期間もし水を使わないような場合ですけれども、まず最初に、長期間水を使わないようなことがありましたら、水道水を雑用水的なもので使ってくださいということで、この鉛を使用しているお方のところには手紙でそういった通知を出しているところでございます。

○昌浦委員

まず平成 23 年の上半期というのは、いかに水というのが市民生活の中で基本中の基本の位置を占めていたかというのを如実にわかりすぎるくらいわかりすぎた年はないだろうと私は思っております。

さてですけれども、去年もちょっと私触れたと思うのですけれども、去年だったかな、ことしだったかな。応援をいただいた給水車が引き揚げて、通水が可能になったから引き揚げるのであってですね、いわゆる応援の給水車が引き揚げたというのはいつの時点でしょうか。

○櫻井上水道部次長(兼)管理課長

うちのほうで 4 月の 12 日から応急給水を始めまして、ちょっとお待ちください。4 月の 18 日ですかね、給水終了というようなことになってございます。

○昌浦委員

多賀城市の給水車の数は、数だけでは到底あの災害のときに足りるものではないというのは十二分にわかりすぎている話で私もそう思っているのですけれどもね。しかしながら、やはり何かしら断水とかなんかあったときに、今の給水車の数で十二分に賄われるかなというのが非常にちょっと私危惧するところで、以前もこれを触れたと言ったのですけれどもね。その辺ですでね、適正数を今保持しているのかどうかというのをまず確認したいのですけれども。

○櫻井上水道部次長(兼)管理課長

給水の加圧車というのがありまして、これは加圧することができるのですけれども、それは 2 トン車 1 台でございます。あとタンク的には、車はないのですけれども給水のタンク

が2トンが5台、1トンが6台、それから管工事組合等の協力も得ますと、0.8トンが1台、0.3トンが1台、13台ぐらいがありますけれども、よそのところまではちょっと把握しておりませんけれども、車はないのですけれどもタンクはそこそこあると思っています。

○昌浦委員

給水車ではないけどタンクは相当数あるということ、きょう確認できました。

それではですね、あといずれ応援を本市はいただいたわけですが、何かこういうことがあつてはならないのだけれど、よそのところで何かしら災害が発生したときには当然御恩返しと言ったら変ですけども、多賀城市からも応援に行くということがあると思うのです。それですね、給水車の応援のための協定というのではないですけど、何かそういう結びつきというのが今現在あるのでしょうか。

そしてあともう1つが、もしないのであればですよ、何か発災したときにいろいろ多賀城市も応援に行っていると思うのですけれど、それは自己決定で行かれるのかどうか。その2点をただしたいと思います。

○佐藤水道事業管理者

お答え申し上げます。昨年の3.11の発災以来、多賀城市では全戸断水という今まで経験したことのないことを経験いたしました。それらを踏まえまして、まずはその宮城県の水道協会がございまして、その中でブロックごとに分けまして相互応援協定の中で何かあった場合に協力しようということで、実は多賀城のその給水の状況があるていど完了した時点で、うちのほうからも例えば石巻とかには応援に参ってございます。ですから、そういうそのいろんな水道事業体の中で今回の災害を経験いたしまして、協議会の中でお互いにやりましょうということになってございます。

それからあと、当然その今回多賀城市の友好都市でございます天童市のほうからもかなりの応援をもらいましたので、その辺とも今後はいろんな中で協定を結んでいきたいなと思っております。

○昌浦委員

では、次の質問なのですけれども、仙南・仙塩広域水道で、利府町のところで水道管の破裂だったのか何かわからないのですけれど修理をして断水になりましたよね。ですから私ね、昨年は3回かな、水が出なかったような記憶があるのですけれど。それですね、その水道の修理で断水になったのですけれども、その後ループ化というのを、仙南・仙塩広域水道の水道管をただ直線じゃなくてつなぎ合わせて、どこかが断水、断水じゃないな、漏れたりとか故障があったときにでも対応できるというふうなループ化というのが取りざたされたのですけれども、23年度中そのループ化の検討で何かそういう検討協議会みたいなこととか、会議等あったのでしょうか。

○佐藤水道事業管理者

仙南・仙塩広域水道の受水団体が宮城県内で17市町村ございます。仙南地区とそれから仙塩地区と、その中で我々幹事会というメンバーございまして、その中で県のほうに再三要望を出しまして、今単独で来ている送水管についてですね、例えばその県内のどこかで仙南地区の管と仙塩地区に来る管のループ化をしてくださいという要望は出してございまして、23年度基本設計まで終わりました、今年度はその具体的なじゃあどここの場所を結ぶかということで、県のほうで今検討している中で多分具体的にはその仙台市内の中

と、あと名取のほうに行く管の中で結ぶような経過がございますが。ただ、なかなかそれだけでは何かあった場合に当然足りないわけでございますので、今後はその例えば今一番水を持っています仙台市のほうの協力が不可欠なのかなということで、今現在県のほうとは議論している最中でございます。

○昌浦委員

私どもは個人的なのですけれど高層マンションに住んでいますと、やっぱり上の階までポリタンクで水を汲んで階段を運んでいくというのは、結構しんどいのですよ。ですから、できるだけ断水などというものはあの経験だけで済ませたいなと思っていて、あえてこのループ化、でも着々とそういうのが進んでいるということを知って安心しました。

最後の質問です。

23年度仙台分水受水費が35円36銭上がったのかな。それで上の資料で見ると、仙南・仙塩広域水道とは41円25銭の開きがあるのですけれど。まずもってですね、130円から165円というふうな35円36銭の値上げの理由というのは何だったのですか。

○櫻井上水道部次長(兼)管理課長

単価については、仙南・仙塩広域水道のほうは安くなって、仙台分水のほうが高くなりました。そして先ほど説明いたしましたけれども、仙南・仙塩広域水道につきましては、基本料金の1カ月分、仙台分水につきましても7日間水がとまりましたので、基本料金と設備負担金は減額していただきましたけれども、仙台分水の先ほど言いましたけれども配水エリアが工場地帯等のものでありますから、実際受水した量が少なかったということで結果的に割高になったというような内容でございます。

○昌浦委員

それでなのですけれど、岡田の水源はわかったのですけれど新田、多賀城市はとめていらっしゃるのですよね、今ね。汲んでいてまた戻しているのかどうかはちょっとその辺還元しているのかどうかはわかりませんが、やはり昨年のような緊急事態と言ったほうが妥当かな水がですね、やっぱり自己水源を持っていると持っていないではやっぱりこれだけ違うのかなと。仙台分水を見ていて、分水のこの受水費の推移を見ていてもですね。それで新田をやっぱりこれから何かあった際は、究極的にはもう1回使えるのかどうかだけちょっと確認したいのですよ。

○佐藤水道事業管理者

新田浄水所につきましては、昭和51年の第三次拡張事業で整備をしまして、水源は地下水5本の深井戸を掘ってございます。それでいろいろ今まで水は汲んで供給はしてきたのですけれども、現在は平成17年度からは、今現在は休止状態ということになってございます。やはりかなり施設そのものも老朽化してございますし、それからあと浄水所本体の建屋も耐震化もやっていないということもございまして。それから当然その水源のこともかなり汲んでいない状況もございまして、現時点でどうするかということは今の料金改定の中で平成26年度までは結論を出すことにしているのですけれども。私としては、なかなかその再稼働については難しいのかなということで、いずれは廃止等の手続を踏んで、あそこの用地についても有効活用したいなという思いは当然してございまして、いずれあとその時期が来ましたらまた皆さんには説明したいと思っております。

○昌浦委員

あのね、不用の用というのかな、やっぱり火力発電所がなんで延命措置してずっともっているかというのは、何かのときのためにすぐ立ち上げるように火力発電というのはそんなにそんなに廃止をしないで維持しているのですよ、電力会社も。それと同じように、やっぱり昨年のような本当未曾有の大震災で、どこもかしこもなくなったときにはすぐにも、まあコスト的に大変だということはわかりますよ、維持するのは。しかしながら、もし最終的な判断をつける際には、コスト面で維持する費用がどのくらいかかって、それでこういうふうな結論を出したとかというようなね。やっぱり最後に議会にそういう御報告がある場合には、その分の何ていうのかな費用面での計算というのはやっぱりきちんとして御報告していただきたいと思います。軽々に「もう使わないし水も汲んでいないから、これはだめだ」みたいなのではなくて、何かしら採算面等々で一筋の光があるのであれば、延命といったらいいのか存続といいのか、そういう形の方策も模索していただきたい。これは要望にとどめておきますが、そう私は思っております。

○藤原委員

資料の7の1の68ページに、有収率が記載されております。22年度の96.36%から84.28%へ大幅に下がったということですね。それで有収率は、多分年間総有収水量を年間総配水量で割ったものだというふうに認識していましたが、まずそれでよろしいかどうか。

○櫻井上水道部次長(兼)管理課長

はい、そのとおりでございます。

○藤原委員

下がる理由は、2つ考えられますね。1つは減免したというのがあるだろうと。それからもう一つ考えられるのは、送水管配水管が痛んで漏水をして、水は配っているけれども家庭まで届いていなくて料金ができないという2つが考えられます。それで、この下がった理由というのはどういう理由ですか。大震災だというのはわかるのだけれど、いわゆる減免してこうなったのか、いわゆる漏水も発生してこうなったのか。その辺、ちょっともう少し詳しく説明お願いしたいのですが。

○櫻井上水道部次長(兼)管理課長

11日の地震の後、長期間にわたり断水をうちのほうでかけました。そうしますと、管の中の水は極端な話なくなったというようなところもございますし、一部うちのほうで強制的にやったのですけれども、森郷配水池から高平踏切のところでの700ミリについては、約2,000トンぐらい水入るのですけれども、その管の水につきましては強制的にとめておいたと、断水期間中ですね。管の中が負圧になって管がつぶれてしまうというようなこともございますので、そういったことも考慮しましてとめておいたということが。実際今度供給するに当たってですけれども、水濁りが発生しますので、その管の水量というのが有収水量に跳ね返ってこないというのがございます。今回のやつについては、そういったのが非常に大きかったのかなというふうに考えております。

○藤原委員

そうするとね、管が痛んで漏水が激しくてこういうふうになったのではないということになると、これは23年度の一時的な現象であって24年度以降についてはまた回復するだろうというふうに認識して、理解をしてよろしいのかということなのですが。

○櫻井上水道部次長(兼)管理課長

あとその後、津波地域のエリアにつきましてうちのほうで漏水防止調査というものを国の補助をいただきながらかけました。そういったこともやっていますし、根幹的な漏水の部分についてはかなり上がってくるのではないかなという期待を持ってございます。有収率は上がるのではないかなという期待です。ただ、非常に私どもの有収率は、多賀城市の有収率はそもそもが非常に高いというのがありますので。

○雨森委員

1点だけお尋ねしますが、貯水タンクの件であります。前回にも総社宮の隣といいますか、貯水タンクでございますね。これは大震災で非常に役立ったと、雪の中をあそこ何キロにもわたって皆さん並ばれて、これは多賀城、塩竈に問わず皆様が集まられて。あのタンクというのは、一応どのように活用されているのか。あるいはまたこれからああいうタンクを、水槽ですね、多賀城で予備タンクとして計画したらどうかなというの1点、お尋ねいたします。まず1点ですね。

○佐藤水道事業管理者

多分、委員おっしゃるのは市川配水池のことだと思うのですが。あそこについては、これも昭和51年の第三次拡張事業の中で整備した配水池でございます。当時は2,000トンを溜める配水池でございます。ただその後、宮城県沖地震が来るとということも踏まえて、20年度あたりに耐震化を施してございました。それで今現在は1,800トンの容量でございます。今回の3.11の地震が来ても、あその配水池はびくともしませんでした、耐震化したということもございまして。そんなことの中で、あその配水池は標高が多賀城市内で一番高いということで、50メートルということであそこに一旦水を上げて、そこからあと高低差で市内に配水している施設でございます。今後ああいうのをつくるかということでございますが、今現在のところそういう予定はございません。

○雨森委員

一つの案としまして、例えば西宮市の場合は15年たちまして見直しということをかけているのですが。地下に水槽タンクをつくるんだということに方針変えました。ですから、例えばですよ、これは私の考えなのですが、中央公園の運動場の下に巨大な水槽タンクを設けまして、そして非常時において対応できるようなアイデアもいかがかというふうに考えるのですが、いかがでしょうか。

○佐藤水道事業管理者

委員おっしゃるとおり、今回の震災を受けまして全国的に断水の防止策の一つとして、例えば地下にそういう貯留施設を設けましょうということの話は今結構あります。その中で、本市のほうでもいずれそういうことも検討課題の一つかなとは思ってございますが、ただ問題はその水が全然動かない状況なものですから、水質的なこともございますけれども、その辺の課題もあるのですけれども、いずれそういう施設も必要なことは十分私自身感じてございます。

○雨森委員

ぜひ検討いただきたいと思います。例えば中央公園の場合だったら、文化財だから掘らなくちゃいけない、公園多賀城にいっぱいあるものですからね。海拔の高いところであれば自然流下もできますので。ぜひまた検討していただきたい、このように思います。終わります。

○佐藤委員

ちょっと資料見ていて気がついたので、23年度の施策の中で被災者向けに仮設住宅、避難所を含めて、全て含めてですよ、何かとられた政策というか獲得したものというのはいなかったのでしょうか。

○佐藤水道事業管理者

前にもお話ししましたが、実は今多賀城市内に仮設住宅6カ所で370世帯ぐらい入っているといますけれども、そこに給水するいろんなその工事の関係は、これ全部宮城県施工でございました。当然その際、本来我々その水道事業者とのいろんな申込み手数料とか、そういうものが実際本当はかかるのですけれども、今回全てそれらは減免をさせていただきます。本当は1件当たりになりますと、13ミリですと3,000円から4,000円の手数料がかかりますけれども、それからあと、当然竣工検査した場合の検査手数料もありますけれども、そういう一切の諸費用は全て減免させていただきました。こんなことで、仮設住宅に入っている方々には対水道としては貢献したのかなという考えを持ってございます。

○佐藤委員

ちょっと閉めてしまったからだけれどもね、前の下水道のときにお見舞金を300何十万だかってここに載っていないという話もあったのですけれども。今の水道の話も、きちんとやっぱり事業をした評価として私たちは決算に、そういうものを評価しながら態度、臨むわけですよ。きちんとやっぱり、した事業はした事業、それからできなかったことはこういうことだということでは載せていただければ、これからの私たちがいろいろあるのですが、成否を表現する材料になるかというふうに思いますので、遠慮しないでどんどん載せていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○深谷委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○深谷委員長

ご異議なしと認めます。

これより議案第79号 平成23年度多賀城市水道事業会計決算の認定についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○深谷委員長

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

○深谷委員長

以上で、本決算特別委員会に付託されました議案第 78 号及び議案第 79 号の平成 23 年度多賀城市各会計決算の審査はすべて終了いたしました。

各会計ともそれぞれ原案のとおり認定されましたので、この結果については議長宛て報告いたします。

なお、委員会報告の作成については、私に一任願いたいと思います。

これをもって決算特別委員会を閉会いたします。

長期間にわたり御協力いただきましてまことにありがとうございました。

午後 3 時 10 分 閉会

決算特別委員会

委員長 深谷 晃祐